

平成29年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成29年9月7日 午前10時00分 開会
午後 3時47分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 山本英樹	2番 内野悦子
3番 川村優子	4番 西川朗
5番 増田順弘	6番 岡本吉司
7番 朝岡佐一郎	8番 西井覚
9番 藤井本浩	10番 吉村優子
11番 欠員	12番 赤井佐太郎
13番 下村正樹	14番 西川弥三郎
15番 白石栄一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	山岡晋
書記	吉留瞳		

6. 会議録署名議員 2番 内野悦子 14番 西川弥三郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	3	川村 優子	一問一答	阿古市政のこれまでの取りくみ	市 長
				県との連携について	市 長
				葛城市職員、嘱託職員、アルバイト職員等、人事行政の運営について	市 長 担当部長
2	7	朝岡佐一郎	一問一答	公職選挙法の運用について	副市長 担当部長
				まちづくり施策の運用について	市 長 担当部長
				子育て支援策の活用について	市 長 担当部長
3	5	増田 順弘	一問一答	少子高齢化対策について	市 長 担当部長
				合併時に計画された主な事業の進捗と今後の見通し	市 長 担当部長
4	1	山本 英樹	一問一答	地域コミュニティバスについて	市 長 担当部長
				公的施設の耐震診断について	市 長 担当部長
				磐城幼稚園問題について	市 長 担当部長
5	1 3	下村 正樹	一問一答	開発地域における公園問題	市 長 担当部長
				ゴミ収集の現状	担当部長
				独居老人対策について	担当部長
6	1 0	吉村 優子	一問一答	「夏休み短縮」について	市 長 担当部長
				「お迎え型病児保育事業」について	市 長 担当部長
7	4	西川 朗	一問一答	道の駅かつらぎ（周辺公園整備工事）について	市 長 担当部長
				太田・寺口地区（しあわせの森公園）について	市 長 担当部長

8	9	藤井本 浩	一問一答	学校給食問題について	市 長 副市長 教育長 担当部長
9	2	内野 悦子	一問一答	公園の遊具について	市 長 担当部長
				防災対策について	担当部長
				肝炎ウイルス健診について	担当部長
				市民の足となる公共交通について	市 長 担当部長
10	15	白石 栄一	一問一答	随意契約による市道改良工事について	市 長 担当部長
				南阪奈側道1号線道路改良その2工事について	市 長 担当部長
				新道の駅建設事業にかかる建物移転補償について	市 長 担当部長
				市長の県外出張に対する規範について	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

西井議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る8月29日の通告期限までに通告されたのは10名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、10名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分といたします。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、3番、川村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、川村優子君。

川村議員 皆様、おはようございます。川村優子でございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

質問の内容は3点ございます。通告一覧表の中の質問3つでございますが、少し順番が変わっておりますので、私の質問の順序と質問は、まず1問目は、昨年11月にご就任されました阿古市長の約10カ月が経過いたしました。阿古市政のこれまでの10カ月の取り組みはどのようなものだったのかということをご質問させていただきます。

2問目は、奈良県と葛城市の連携についてを2番目の質問とさせていただきます。

最後の質問は、現在の葛城市の職員、そして嘱託職員、アルバイト職員の葛城市の人事行政の内容についてをお伺いしたいと思います。

これよりは質問席にて行わせていただきます。

西井議長 川村君。

川村議員 それでは、よろしく願いいたします。まず、1問目でございます。昨年11月よりご就任されました阿古市長、選挙公約に向けて積極的に行政運営を行っていただいております。大変暑いこの夏でしたが、公務ご苦勞さまでございました。阿古市長は、市議会議員の在籍も長く、これまで葛城市政の流れを十分にご理解され、何がいいのか悪いのかをしっかりと指摘をされて進めていかれていることと思います。まずはみずからの報酬を半額にされ、平成29年3月議会の施政方針演説では、市政をオープンにし、財政の健全化を図る。そして、税金の無駄遣いをストップする。福祉、医療、子育ての環境整備を優先する。党派を超えて、市民のための市民党政治を目指すと言われておられました。そこで最優先に取りかからなければならないことをしっかりと見出されたと思いますが、これまでに、この10カ月、阿古市長が取り組まれたことを私の言葉で市民の皆様にご報告をさせていただきますとすれば、まず、何度も申し上げますが、市長の報酬と副市長の報酬の削減、そして、きょうもライブ配信をされています議会のインターネット中継、これの実現でございます。そして、市政検討

委員会という、これまでにない市長の諮問機関を設置されたと認識をしております。まずはその確認と、きょう傍聴に来られておられます方やインターネットライブ配信を見ておられる皆様に、新しく設置された市政検討委員会について、その目的などを書かれた要綱とこれまでの状況についてご説明をいただきたいと思っております。

西井議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしくお願いたします。ただいまの川村議員のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、市政検討委員会の目的でございますが、こちら、葛城市市政検討委員会設置要綱というものがございまして、こちらにおきまして、市政全般を着実に推進するために、市役所外部の視点から市政全般について分析、検証及び精査し、問題点を提示した上で今後の市政全般の基礎とすることとなっております。また、委員会の所掌事務でございますけれども、1つ目に、市政に関する現状の分析、検証及び評価に関すること。2つ目に、市政全般に関する諸課題の洗い出し及び是正に関すること。3つ目として、先ほど申し上げた2つに挙げるもののほか、市長が必要と認める事項となっております。なお、これまでの開催状況及び出席人数を申し上げますと、第1回が平成29年1月26日に開催されまして、こちら4名の出席。第2回が平成29年2月6日に開催されまして、5名の出席。第3回が平成29年2月21日に開催されまして、こちら4名の出席。第4回が平成29年3月28日に開催されまして、こちら4名の出席。第5回が平成29年6月29日に開催されまして、こちら3名の出席。第6回が平成29年7月11日に開催されまして、こちら4名の出席。第7回が平成29年7月18日に開催されまして、こちらが5名の出席。第8回が平成29年7月28日に開催されまして、こちら3名の出席。第9回が平成29年8月23日に開催されまして、こちら4名の出席。そして、第10回、平成29年9月4日に開催されまして、こちら4名の出席。以上、計10回の開催となっております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 10カ月の間に市政検討委員会が、今、第1回目が平成29年1月ということで、ほぼ毎月のように、最終9月4日までの間に10回も検討委員会をされたということでございまして、市政検討委員会が、今ご説明にありましたように、市政全般を着実に推進するために、市役所外部の視点からも市政全般について分析や検証をしていただく。今後の阿古市政の基礎となる、それを目的とするというふうにお答えいただきました。外部の方たちも含めた大体4、5名の会議ということでございまして、それでは、この市政検討委員会を設置に当たって、まだ10カ月の間ですので市長も記憶に定かと思っておりますので、市長にこの市政検討委員会の成果、これをお答えいただきたいと思っております。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 まず、市政検討委員会を立ち上げた理由なんですけれども、当然、財政健全化に向けての取り組み、それと、やはり従前の行政のあり方についての検証をまずやらなくてはいけないという思いもございまして。その分析、検討を行った上で、どういう行政のあり方がふさわしい

のかということを組み上げていくということでございます。その中におきましては、従前の入札形式の検討でありますとか、さまざまな行政にかかわる分野がございます。議員、冒頭に私の公約等をおっしゃっていただいて本当にありがとうございます。着実に取り組ませていただいております。まず就任いたしまして、12月の、本来そのときに補正予算等に入る事業等、数々ございましたが、その中で中止もしくは保留という形で再度検討をかけた事業がございます。その中の1つとして、防災行政無線の事業、それと堆肥化施設の事業と、あと空調ですとかさまざまな事業がございます。それと、平成29年度の予算におきましては、サテライトスタジオの事業の廃止ですとか、実は数々ありますので書いてるんですけども、全部読み上げますと時間がかかりますので、明らかにこれは市民の皆様の影響が少ない、サービス低下が少ないという中で、税金の使い道としてふさわしくないものは平成29年度予算から削らせていただいているということでございます。ただ、私の考え方といたしましては、やはり市民の皆様にごできるだけ喜んでいただくということが大切だと思っておりますので、そういう意味においては新規事業も組み入れさせていただいております。わずかな金額ではございますが、ピロリ菌、医療の場面で入れておりますし、従前とは変わったものでなくした事業はございますので、それにかわるべき、低コストで提供できる事業を組み上げさせていただいた次第でございます。

いち早く取り組める事業というのは、まず我が身を切るというところからスタートさせていただきました。それが議員にご指摘いただきました、市長報酬を半減にする、これも私の公約でございましたので、いち早くさせていただいた次第でございます。まだまだ期間を置いて検討していくことというのは必要でございますので、その部署、その部署で検討を重ねてまいりたいと思います。公共バスの事業も公約に申し上げましたので、この10月から新たな検討に向かって、多分時間的には検証期間と奈良交通等の契約期間もございますので、平成31年4月をめどに、そのときの公約では、たしかデマンド交通等も検討に入れるということをお願いしておりますので、当然、検討の課題として、それはその専門の協議会の中でご指摘、検証していただきたいと思っております。なかなかすぐに変えられる事業と、そうではなくて、事業の精査をして変えていけないといけない事業がございますので、その辺も市政検討委員会の方でご指摘をいただけたらなという思いでおりますが、なかなか検証すべき事象が多いものですから、1つずつ着実に検証を重ね、改革に取り組んでいきたい思いでございます。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 市長、私は今、検討委員会で成果はどうですかというふうに尋ねたんですけども、市長は自分の公約から言わないといけないと思っていただいたので、そこから言っていたので、それは結構ですけども、私が今回、市長が今言われた思いというのは、今までの事業、前市長がやった市政についての検証をやると、それを引き続きやっていくのか、やっついていけないのか、それについて継続するか、継続しないのかということは、この検討委員会とは外れて、市長の頭の中でいろいろと思われて、検討委員会にかけなくても市長はそのよ

うなご判断をなさって、幼稚園もまだやらへんというようなことも含めて、それについては、市長は市政検討委員会というのがなくても思っていたような内容だと思って、そう理解して、今、私が聞いていることは、市政検討委員会の成果ということをお聞きしたわけでございます。市長の答弁が余りそこにヒットしなかったのも、市政検討委員会の内容については原課に聞かせていただきました。それで、この事業評価というのをやってた。後で、この時間ばかりとってられませんので、私なりに市政検討委員会の位置づけというものに対して、きょうは質問をさせていただきたいと思いましたが、私の思いを先に言わせていただきますと、市政検討委員会は、結局は、1つは、地方創生の関連交付金事業の事業評価をやって、継続するか廃止するかというところを検討されたというふうに伺っております。もう1点は、防災行政無線デジタル化整備工事についての調査。これは過去に一般質問で葛城市の議員が調査したらどうかというような、そういった内容がありまして、それを調べていただいたということで、要するに、ここでは入札に関する疑義があったのではないかとというような内容を10回にわたって検証されたという内容であったと思います。これにつきましては、私たちも協議会で防災行政無線デジタル化整備工事調査部会の調査報告書という、こういったものをいただいておりますが、この内容をずっと読ませていただいて、私は簡潔に今回の質問は、検討委員会というのは、前市政のいろんなやり方を見直すと、事業の見直しと過去の問題点を指摘する作業をする場所やというふうに捉えさせていただきました。その中の仕様書の見直しをすると、これが今回の検討委員会の中の一番の指摘する部分やった。これはこれで私はいいと思います。ただ、これが最終的に10回をかけて市政検討委員会をされた、これだけの時間を、新たにこの期間を設置してやっていくことを、これはいつまでの時間までするのか。阿古市政がこれから自分で取り組まれていこうという事業に対しても、この市政検討委員会は要るのか要らないのかというようなところが、非常に私たちには曖昧に映っておりますので、そのことについて私なりの考えも言わせていただいて、聞かせていただきたいというふうに思っております。

ここで大変な疑義が見つかったのか、見つからないのかというような状況は、この報告書の中では非常に曖昧な表現をされてるので、あえてこういう機関を設置することがこれからのいいのかというのは、私も私なりに疑問があります。これに結局、最終的に多くの事業者が入札に参加ができて、そして競争の原理がいっぱい働いて、それが最終的には、価格的には市民の税金が安くついたらと、こういうことを、この流れが市長の中にはあったと。これはいいことだと思いますが、競争の原理を働かせるということは、前市政の中で非常に曖昧やったということを指摘する。この流れの中で、今度の阿古市政は、これからそうやっていくねんというのは全然いいことだと思ってます。これを全ての事業に対してそうするのか、しないのかというので第1回を始めて、この市政検討委員会の一番の目玉やったと思うんですけども、結局、不適切な対応が、設計業者や既設業者にあったのかもしれないというような報告書でございますが、これを今度改善して行って、競争の原理を大いに働かせて、たくさん入札業者をもって透明な、クリーンな、葛城市には見える化させるという、そのご意思は、私は大変評価させていただくんですけど。これから市長がやられる多くの事業が全部そ

の中で、もうこういうやり方をするんだという、透明性のあることを検討委員会にいちいちかけられるのかなとか、そういった疑問があるわけなんです。これは、今は前政権の中で何か不透明だったなということが指摘できた。この成果はあったと思いますが、このことについて将来的に検討委員会を設置しながら、阿古市長の政権の中でこれから継続していったり、新たに今も言われた事業について、検討委員会の中で検討していかれるのかというのでは、私は10回にわたる検討委員会の成果が、これは費用も要るわけなんです。費用が要って、これまでも葛城市にはたくさんの行政の諮問委員会というのはあると思うんです。これは市長の諮問委員会ですから、行政委員会があって、これも市長から委嘱されていかれるわけですから、もちろん報償という形もとっていただいていますから、例えば、行財政改革の推進委員会でこういったこれからの市政について検討されていく。これは今までの通常の流れだったと思うんですけども、あえて市政検討委員会を別に設置してやっていかないといけないのかなというところは、私は非常に、これも費用の1つではないのかなと。皆さんの税金を使う検討委員会になるわけですから、市長の頭の中で、そして今、県からも松山副市長も来られて、また、総務省からも飯島部長も来られて、その中でいろいろと解決していく方法は見出せないのかなというふうに思っているわけでございます。

第2次総合計画もでき上がりました。この内容に沿ってこれから進めていただく内容がいろいろとあると思います。財政が厳しい中で、これをやっていく、あれをやっていくと言われるのは、阿古市政の予算執行の権利でございますので、前向きに、我々が阿古市長のやっていることがよくないよと、例えばこれから議員が言えば、それをみずから自分の市政検討委員会にかけられていくのかどうかというのも、私たちにはまだこれからの課題になると思いますが、そのあたりがまだ明確ではないなというふうに思っております。

これから精査、検証されていかれる事案がどれほどあるかというのは、私たちはわからないこと、市長の中の諮問委員会ですからわからないわけでございますが、これまでの新市の中の継続事業、尺土駅前開発、いろいろとまだ残っている、未了になっている事業があると思いますけれども、例えば、それを今までの経過の中の検証という文言があるとしたら、それをどうやったのかと検証して、まだ前へ進めていかないといけないような内容を検討委員会でこれから検討していただくというようなことについては、私たちは期待をするところでございます。また、そのようなものでないと市民にも受け入れていただけないのではないのかなというふうに思っておりますので、その設置目的を、これから検討委員会を大いに使っていくんやということであれば、その辺を市民にもわかるような検討委員会にさせていただきたい。何かの疑義を明確にする。その疑義が疑いのあることを、これは裁判にまで行くのかということになっていなかったような内容を、要するにネガティブに追っていくための検討委員会なのか、それともポジティブな形でこれからこれをやっていくのかという内容は、私はこれから市長の方からしっかりと我々に伝えていただかないといけないのではないのかなと思います。

不正を検討する委員会なのか、これから将来的に市民の皆さんのために喜ばれる検討委員会なのかということを私は阿古市政に少し確認をこれからしていきたいというふうにも思っ

ておりますので、市長のいろんなこれからの新しい取り組みは楽しみにしておりますし、市民のためにしっかりと取り組んでいただきたいと願っております。

次に、私は、阿古市政において、これからの奈良県との連携についての考え方をお尋ねいたします。新市計画を大体終了させた段階で、次のステップにおいて、奈良県と協働によるまちづくりの包括協定を結んでいかれて、そういうまちづくりを県との協働でやっていくというお考えは、これからの阿古市政が、県とどういう協働によってやっていくのかということについてお尋ねをいたします。

まず、まちづくり包括協定ということの内容を企画部長にお尋ねをいたしたいと思います。

西井議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま、川村議員のご質問についてお答えさせていただきます。県とのまちづくり包括協定というものは、県とのまちづくり連携協定の手続の過程の1つとなっておりまして、これは、まちづくりの検討をする地区についての協定となっております。包括協定を締結した後でございますが、指定された地区につきまして、まちづくりのコンセプトや将来像、基本となる取り組みを記載する基本構想の策定を行います。この段階で関係機関等との調整も進めていきます。なお、基本構想の策定に当たって、市町村は県に対して技術支援を求めることができます。そして、基本構想に基づきまして、指定地区のまちづくりの方針につきまして、県と基本協定を締結いたします。基本協定の締結に当たりまして、市町村は県に対して事業手法の紹介でありますとか、関係機関との調整を円滑に進めるための支援などの技術支援を求めることができます。

それから、各事業の内容、事業手法、事業主体等を記載する基本計画を策定いたします。この段階では、協議会等の開催、関係機関や地元住民の合意形成も図ってまいります。なお、基本構想及び基本計画策定に当たりましては、1地区当たり2,000万円を補助上限額といたしまして、市町村負担額の2分の1を県から補助を受けることができます。なお、こちらは事業ごとに2年以内とさせていただきます。

基本計画が策定されますと、財政支援額、支援方法等につき県と個別協定を事業単位で締結いたします。個別協定が締結されますと、まず、ハード事業につきましては、事業年度の翌年度に市町村の公債費のうち、地方交付税算入額を差し引いた額の4分の1の補助を受けることができます。

一方、ソフト事業につきましては、イベントバスの運行、レンタサイクルといった地域における移動の確保に必要な事業につきまして、事業年度に市町村負担額の2分の1の補助を受けることができます。こちらは、事業ごとに原則3年という位置づけになってございます。また、県有資産の貸付・譲渡において現行の減額基準の20%かさ上げといった補助金が受けられる仕組みになってございます。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 県とのまちづくり包括協定の内容については、最近、余りこういう話は私らも聞かなかつ

たので、きょうはこの質問で皆様にも、県とこういう包括協定の中で協働でやっていける事業があるんだなということをおわかりいただいたと思いますが、税金の無駄遣いをストップするという市長の公約をどんなふうに上手に、県との協働によって負担を県にお願いしてまちづくりをしていくかという、この公約に沿って県との連携協定をうまく使う観点から、市長は県との連携をどのように考えていらっしゃるか。そここのところをお願いします。

西井議長 市長。

阿古市長 県とのまちづくり包括協定というのは、実は生駒市と香芝市と葛城市と3市だけがなかったということでございます。まちづくり協定の内容を精査いたしますと、決してマイナス部分は全くないんです。ソフト事業並びにハード事業への県のご指導といたしますか、ご意見をいただいた上で進められるということで非常にありがたい事業ですけれども、いち早く取りかかるようにということで進んでおります。その中で、私は税金の無駄遣いはあきませんよと言うんです。せやから無駄遣いはストップしますけれども、やるべき事業は進めていかななくてはいけない。新たにまた発生した、必要やと思えばそれは取り組んでいかなければいけないという思いです。ですから、バランスをどうするのかという議論になっていくのかなと思います。

それと、今、答弁の機会をいただきましたので、先ほどの中で幼稚園の建替え事業をやめたとおっしゃいましたけど、私は、やめるのではなくて、設計書の見直しを指示した。その中で、年度が若干なりおくれるかもわからないけれども、何十年使う、葛城市にとってふさわしい幼稚園の姿に変える必要があるであろうという判断をしたので、やめたわけではございません。

それと、市政検討委員会のあり方としておっしゃったんですけど、実は、防災無線に関する検討というのは、第10回のうち3回だけなんです。それ以外につきましては、さまざまな検討をさせていただいています。例えば、葛城市の地方創生関連交付金事業についての事業評価ですとか、平成27年、平成28年度に実施した創生関連交付金事業を評価させていただきました。継続すべきもの、それと一部改善すべきもの、廃止・終了すべき事業を分類して、地方創生関連交付金を適切かつ有効に活用するための助言をいただいて、今年度の事業に反映させていただいております。いろいろ検証する中で、ただ、時間的には非常にタイトやったんです。立ち上げが1月26日ですから、その中で全ての事業を検討委員会で検討することにはなりません。通常、行政として必要な事業というのは、ベースとしては決まっているわけです。当然、医療ですとか介護ですとか、老人福祉ですとか教育ですとか、そういうのはベースは決まっているわけですから、そこにどう色づけしていくのかというのが従前の行政の中でどうであったのかということを検討して、一番効率のよい、もしくは市民の皆さんに喜んでいただく形に変えていく。せやから、全てを検討委員会にかけるという気持ちではございません。当然、従前の諮問機関等がございます。そちらの方でも検討していただきますし、行政内部で新たに各部長を集めまして、そういう検討も始めていくということです。ですから、全てが全て検討委員会という思いではございません。象徴的な事業ですとか行政の手法については、検討委員会に諮問して、それでどう変えていったらいいのかという

ような話は、ご意見を頂戴したいなど。当然、民間の方に入っていただいておりますので、有識者の方からご意見をいただけたらなという思いでございます。

ただ、議員がご指摘のように、問題が検証する中で発生した場合どうするのかということ、行政内部で答申いただきました時点で判断していくことになると思います。調査案件の中には、当然、防災無線等の入札の件がございました。その調査につきましてははしていただきましたけども、仕様書の見直しというのは別部門でさせていただいております。当然、専門的な知識がございますので、検討委員会の中で仕様書の作成ということは無理ですので、仕様書の変更につきましては別部門でさせていただいた。3回入札にかかって遅いやないかという話もございますやろうけども、競争性の働く入札になったと判断しております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 県のことは置いておいて、先にもうご答弁いただいて、私の頭もまた戻さないといけないんですけど、きょう傍聴に来ていただいた方も、そのことは空気も読んでいただきましたので、そのまま市政検討委員会の内容につきましては、今、市長の方からご答弁いただきましたけれども、市長はいろんな事業のことで検証したと。これは10回にわたっているけど、1つの案件については3回ぐらいやというふうな内容は、答弁いただく中で原課と打ち合わせの中ではざっと聞かせていただいたので、そういう内容が詳細にあったということは、今聞かせていただいてわかりました。

結局、今、葛城市の中でこの仕様書がおかしかったのではないかという原因を追究するのに検討委員会の中でやっただと。結果的に仕様書が原因で競争の原理が働かなかったのか、それとも、このときに全国的に消防防災無線についての談合問題がありました。談合問題について、非常に業者が辞退していく状況があったということも背景にあるわけなんですけども、今、市政検討委員会がここまでやって成果がないと言っているわけではないんですけども、こんな問題点をこれからやっていくのか、やっていかないのかということも含めて、これは、前市政のいろんなことについて検証した上で新しい阿古市政の事業に入るといふふうに捉えさせていただいて、私はもう、そう理解させていただきましたけれども、間違いの部分というのは幼稚園のことを言われたんですけど、幼稚園をずっとやらないんでしょうとは言っていないので、幼稚園のことも当然検討していただくということですけども、何でやらなくなったのかというようなことを検討委員会でやっていただいているのかなというふうには私たちは勘違いをしていたものですから、尺土のこともそうですし、幼稚園のこともそうですけど、議員が非常に何でなんというようなことを検討委員会でやっていただいているというふうなイメージもないわけではないので、今回はそういう質問に、どういうことをされたのかという市政検討委員会の中身を聞かせていただいたわけでございます。

このことについてはこのぐらいにして、次に進めさせていただきますけども、リスクがない県との連携、非常にこれから前向きに進めていただくということで、私も県の方に聞いたら、まだ葛城市はそこまでないですよというふうに聞きましたので、市長にできたらこういったこともあわせて、これからの市政に役立てていただけるのかなという提案で、

今回の県との連携については言わせていただきました。副市長も県からお越しいただいてるわけですので、ぜひ、副市長にも力を発揮していただいて、頑張っていたきたいと思っております。

次に、3番目の、葛城市の職員、嘱託職員、アルバイトの人事行政運営についてをお伺いしたいと思います。昨今、働き方改革という言葉をよく耳にいたします。ちょうど1年前は安倍再改造内閣の中で、一億総活躍社会の実現の中で長時間労働の是正と非正規雇用から正規雇用への促進を掲げ、かつての猛烈社員という考え方自体が否定されるような状況になってまいりました。平成29年の奈良県の取り組みの中で、県も働き方改善の促進をするというふうに掲げておられます。そうしたら、葛城市の中で職員さんたちが今どのような働き方をしているのかと。その働き方によって、葛城市の1つの成果になっていく方向を目指さないといけません。非常に疲れがたまって病気になっていって、仕事の効率が下がっていくようなことでは、市民はなかなか職員さんに葛城市のことを市長ともども担っていただくような構図にならないわけですから、葛城市においての職員さんのスキルを上げていただくために、過去3年間のラスパイレス指数の状況について、県内、そして国との比較はどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

西井議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしくお願いたします。ただいまの川村議員の質問について答えさせていただきます。

本市におけます直近3年のラスパイレス指数の状況でございますが、平成26年度が93.3、平成27年度が94.0、平成28年度が94.5という結果になってございます。平成27年度から平成28年度にかけて0.5の上昇となっておりますが、これは、制度・運用変更による上昇ではなく、職員構成の変動が主な要因となっているものと考えます。また、平成28年度におきまして、県内12市の平均は98.1でございまして、これに対して葛城市は、12市中最下位の12番目。県内39市町村の平均は95.1でございます。葛城市の位置づけは、39市町村中24番目となっております。

また、初任給につきましては、国と同じ金額を採用してございますので100でございますけれども、年数経過とともに国との差が生じている状況でございます。この理由は、本市と国における昇給、昇格ペースの違いによるものと考えております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 ラスパイレス指数については、非常に議員がお聞きするような状況もあいてたかなというふうに思いますので、ここ3年間の間にはちょっと上昇しているというふうに聞いて、今、ご答弁にございましたけれども、葛城市の職員さんというのは、お給料が12市の中では最下位と低い中で頑張って働いていただいているんだなということもわかりましたけれども、今、私は、職員さんと、そして嘱託とか、アルバイト職員さんもそこに加わっていただいてやっていたらいいわけですが、嘱託職員さんやアルバイト職員さんの処遇については、他市と比べてどうなのでしょう。

西井議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの川村議員のご質問について回答させていただきます。

まず、葛城市におけます処遇の水準につきまして、代表例といたしまして、一般事務のアルバイト職員の賃金について申し上げたいと思います。本市では、1時間当たり780円でございます。これに対して、隣接市の水準は、香芝市が844円、香芝市は月額で示されておりますので、こちらを1時間当たりに換算したものでございます。続いて、大和高田市が870円、御所市が787円、御所市は日額6,100円と示されておりますので、こちらを7時間45分で除した値でございます。以上でございます。また、県内11市の平均値は約817円でございます。このように葛城市の処遇は相対的に低いものとなっているのが現状でございます。なお、この値につきましては、本年11月1日付の最低賃金引き上げを機に、検証、見直しを行っていく予定でございます。また、嘱託職員も含めました地方公務員の臨時非常勤職員につきまして、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備した地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が本年5月17日に公布されて、こちらは平成32年4月1日に施行される予定でございます。こちらの改正に対応するために、本年8月23日に総務省より会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルが示されたところでございます。本市の臨時非常勤職員制度もこのマニュアルに基づき、適切な運用を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 詳しくご説明ありがとうございました。私は、今回の質問よりも前に、保育士とか学童保育補助員なんかのことにつきまして、何度か専門職をもっと入れないといけないという現状の中で、その後、原課にアルバイトさんは見つかりましたかというふうにお尋ねをいたしますと、なかなか来てくれへんのですよと。何でなかなか来てくれへんのやろうねと聞くと、はっきり役所の職員たちはなぜかというようなことは申し上げられませんが、私がかつて市内でアルバイトを葛城市でしていただいた方に、3年たつと半年間休まないといけないというような状況の中で、その方は違うところに職を探し求めに市内から出ていかれるんです。そうしたら、葛城市のどの職種もアルバイトだったらそこには雇ってもらえないので、隣に行きましたと。そうしたら葛城市よりアルバイト賃がいいので、もう帰ってきませんと。そうしたら、そういうことなんやなというふうにならずと私は思ってたわけですが、嘱託職員さんもアルバイト職員さんも、嘱託なんかも、例えば、今はパートでもボーナスというのがあるわけなんですけども、そういった処遇改善がまだまだ葛城市の場合はおくれていて、よそは非常にうちよりも高い状態なので、ちょっとでも同じ働くならとって外へ出ていかれる。葛城市のことを思って来てよと言うんですけど、なかなかシビアな回答でございました。

その原因というのは、そこだけにとどまらないと思うんですけども、やはりハローワークにかけて、葛城市のアルバイトが780円であるということは、若い人たちにとって、ちょっ

とでも就労を求めにいかれている世代は、少しでも賃金を自分たちに確保してもらいたいと思っている中で、こういった職員の処遇改善というところには、ぼちぼち改善に入っていないといけないのではないのかなというふうに私は思うわけでございます。

それと、もう一つ、職員さんをアルバイトさんで補充をしていただくという課がいろいろありまして、もちろん来ていただかないといけないのですが、いい人材を集めて、仕事の効率性の非常に高い人材を求めて、葛城市の正職員とアルバイト職員とのマッチングでやっていく、そういう状況の中でも、各課いろいろと職員さんの残業問題というのがあると思うんです。これを今、答弁で言っていただくと非常にたくさんことになるので、私が調べさせていただきましてところ、課によってかなり残業時間が違うわけです。簡単に全て残業時間が、職員の人数とかにもよりますし、職員の構成、それから経験年数とかにもよって残業というのが発生していくわけなんですけども、保健福祉部なんかも多いですし、全体に非常に残業時間の多いところと、平成28年度の勤務状況の中でざっと言いますと、多いところは保健福祉部が、それは部としてですけど、1万2,049時間。それに対して全然残業のないところというのは、会計部局360時間、上下水道部744時間。総務部なんか高いと思います。そういった数字が高いだけで、1人当たり、非常に時間外勤務による負担だというふうには言いきれないと思うんですけれども、残業と休日出勤によって、私が心配するところは、アルバイトさんを入れてやっていただいているんですけども、効率のよい仕事ができているか。それが逆に体を壊したり、ストレスになってないのかというふうなところを心配するわけでございます。職員さんたちがそれを我々議員に、これだけ残業してしんどいですという話は実際にはなさらないんですけれども、日曜日なんか出勤しているようなところもあるようでございます。

1つ、まず改善していかないといけない。これは例えばどこの一般企業もそうですけども、昔はストレスという言葉がなかったんですけども、ストレスという言葉が今あるということは、これが健康面に影響する方もいらっしゃると思います。今、職員さんの健康診断の中にストレスチェックとかいうのがあるのかなというふうに思ってるんですけど、今どんなふうになっているのでしょうか。

西井議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの川村議員の質問にお答えいたします。

まず、ストレスチェックという制度上についてでございますが、こちら、改正労働安全衛生法が平成26年6月25日に公布されまして、翌平成27年12月1日から施行されたことに伴いまして、平成28年度から実施しているものでございます。

実施状況でございますが、平成28年度は受検率92.4%の438名が受検いたしまして、約11%に当たる46人が高ストレス、または高ストレス状態である面接指導勧奨対象という結果になりました。平成29年度、今年度でございますが、受検率92.1%の450名が受検いたしまして、約8%に当たる38名が面接指導勧奨対象という結果になりました。いずれも7月に実施しておりまして、今年度、平成29年度は速報値でございます。

個人のストレスチェックの結果判定につきましては、仕事のストレス要因、心身のストレ

ス反応及び周囲のサポートの3領域から総合的に行います。ただし、心身のストレス反応につきましては、家族等、職場以外の因果関係要素も含まれておりますなど、さまざまな要素を総合したものでございますので、これをもって一概に職場環境のみによると判断することはできないと考えております。そもそも個人の結果につきましては、本人の同意がありませんと市側に通知されることはございませんので、個々人の分析を必ず行えるものではございません。

職場環境の改善にストレスチェックの結果を活用するとなると、例えば、職場、課の単位での集団分析ということであれば可能でございます。先ほど申し上げた労働安全衛生法上は努力義務となっておりますところ、職場環境の改善を図るためにも、今後、集団分析の実施についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 川村君。

川村議員 ストレスチェックなんていうのがあるというのは、私は今初めて知ったわけでございますけれども、職場環境だけではない。家庭環境もいろいろな要因があってストレスというのがあるわけでございますので、一概にこれが市政の人事行政の中のこの部分をマークするというのではないんですけども、多くの残業時間を持つ課の実態というのを実際に見ていただいているのか。余り残業を持たない、業務時間内で処理が終わるという状況の中でされてるところはいいとしても、残業があって、まだ休日まで出ていかないといけないというような状況の把握をされていってるのか。このことを多分、阿古市長もいろいろな部分ではおわかりになられて、議員生活の中でも聞かれた中で、この4月に大きな人事異動をされたわけでございます。これは、今後の阿古行政の人事運営については、適材適所である人事配置という、これによって円滑な業務遂行ができるというふうに思っていたということだと思いますけれども、新たに7月に再度、人事異動をされておられます。それがどのような原因であったのかということも、人事権は市長にあるわけでございますけれども、今言っているラスパイレス、アルバイトの処遇、アルバイトさんが来ない、そんな中の現状もいろいろとお知りになられて、専門職を入れないといけないという私の質問の中でも、それはちゃんとやっていきますよというご答弁もございました。このことも含めて、難しいと思うんですけども、パーフェクトな答えは結構でございますので、市長が今、人事についてどのような、これは本当に葛城市の中で心臓部で働いていただいているわけでございますので、職員さんの働き方改革というものもうまく見据えた中で、これからどうあるべきかというふうなお考えで結構でございます。そして、7月の人事異動が、非常にそれが自分の中で、いや、いろいろとまだ就任して10カ月なんだから、自分ももうちょっとこういうふうな形で、自分の4月の人事異動をこんな形で修正したということも含めて、何でそんなにたびたびあるのかなというふうに私は思ったわけでございますので、そのあたりのご答弁もあればと思っておりますので、どうぞ市長のご所見をお願いいたします。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 ご心配、本当にありがとうございます。私は、組織というのは人が全てだと思っております。

す。ですから、適材適所の配置をするというのを実は公約の1つに上げております。その中で、人事の問題というのは必ずしも単年度で解決する問題ではございません。複数年をかけた中で組織を組み上げていく。また、組織内のスキルアップにつながる組織づくりを考えていけないといけないと思っております。その中でまず考えましたのは、県との人事交流の方を考えました。従前では一方的に県の方に派遣してたんですけども、県の方との交換交流を今回、県にお願いいたしまして認めていただきました。やはり1人でも人数が減るということは大変ですし、また、県の職員さんに来ていただくことによって新たな刺激、知識もふえる。派遣させていただいている職員さんも当然、刺激を受けていろんなことを学んできていただける。ですから、交流というパターンで今回させていただいております。

それと、スキルアップにつきましては、やはり内部の上下関係の中でのどういう業務のあり方があるのかということも検討したいなと思っております。それと、次年度からは、今年度は間に合わなかったんですけども、スキルアップのための研修を新たに予算化したいなという思いであります。

それと、議員ご心配のアルバイトの件なんですけども、葛城市は安いやないか、それも原因ではないかというご指摘なんですけども、一番は、一般事務職につきましては、アルバイトは登録していただいている方で十分賄えるんですけども、やはり一定の資格ですとか対応する経験が要るんです。それで、もう正直に申し上げますと、私の今回の4月1日の人事異動は、自分の中では100点やとは思ってないんです。ベストではないけども、今、現状としては、長年経験者をそのまま残しては、その部署から固定されてしまう方も含めまして、大幅に異動させていただきましたので、かなり各課では厳しい状態があるであろうということは予想されたんですけども、その中でベターな選択をさせていただいたと思っております。正直なことを言いますと、実は2部署だけはちょっとしんどいかなという思いはその時点からあったんですけども、その中で、事象を確認した上でアルバイト等も考えたんですけども、言ってるように、やはり窓口業務の方が非常にきつかったんです。それで、時間外の労働時間もかなりありましたし、それと、一部職員さんで体調を崩された方もおられました。そういうようなことを考えて、一定のスキルといいますか資格をお持ちの方も含めて探したんですけども、やはりそういうアルバイトの方というのは非常に見つかりにくいということなんです。ですから、その場面につきましては、急遽なんですけども、臨時的に人事配置をいらわせていただいたというのが実情でございます。

次年度につきましては、複数年の流れの中で最終的な適材適所の職員配置をしたいと思えます。当然、組織のあり方というものも見直していきたいと思えます。今現在、企画政策課におきましては、組織運営見直しに向けた業務棚卸しの作業を行っているところでございます。こちらは平成22年度の機構改革を最後に、組織編成が行われないことによって当時から変化している行政ニーズに組織として柔軟な対応ができていないのではないかとという問題点もございますので、その作業結果を踏まえまして、今後、組織再編についても検討していきたいと思えます。できましたら3年をベースぐらいにして、そういう組織づくりに向かいたいなという思いでございます。

西井議長 川村君。

川村議員 人事にはしっかり向いてるよというご答弁と解釈しておきますので、ぜひ、なぜ働き方改革という言葉が出てきたのかということころは、サービス残業をして根性を出して働いて、猛烈社員にならなあかんという時代は終わりました。でも、やっぱり組織編成というものは、本当に通常、正常に向いていく仕組みをつくっていくことで、そういうことが緩和されるならば、そこにも目を向けないといけませんし、もちろん職員さんもそういう意識を高く持って行政サービスに当たっていただいて、市民の皆さんにとって影響のないような働き方をしただきたいというふうに切に願っております。

市長は、地味な映り方をしているというふうな、皆さんはもちろん思ってたっしやいますけど、実はこうやってやっていくんやと。この間、ある雑誌で、僕は普通に全力で取り組むんやというインタビュー記事を見させていただきました。そういうスタイルで、でもしっかりと行政については見てるよというような、これからの阿古市政がしっかりと市民に期待を寄せられる形でやっていただければ、私はそれでよいと思っておりますので、この辺で私の一般質問を終わらせていただきまして、ぜひ、今、人事のことについてはしっかりと取り組んでいただきたいと願っております。ありがとうございます。

西井議長 川村優子君の発言を終結いたします。

次に、7番、朝岡佐一郎君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、朝岡佐一郎君。

朝岡議員 皆さん、おはようございます。公明党の朝岡佐一郎でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

先日、通告をさせていただきました今回の質問内容につきましては、大きく3つのテーマに基づいて質問をさせていただきたい、このように思います。

1件目は、公職選挙法の運用について、葛城市の選挙管理委員会のご所見をお伺いしてまいりたいと思っております。また、2件目につきましては、今後のまちづくり施策について、平成28年度に国が創設をいたしました地方創生推進交付金、この措置による事業についてお伺いをしてまいります。

最後、3点目には、少子化対策、子育て支援拡充についてということございまして、長年、私の方もずっと質問を繰り返してございましたが、医療費助成制度の見解について、それぞれお伺いしてまいりたいと思います。

これから詳細についての質問については、質問席にて質疑をしてまいります。所管当局におかれましては、明確なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 それでは、まず、公職選挙法に基づいて葛城市選挙管理委員会のご見解をお伺いしてまいりたいと、このように思います。私ども、9月定例会を最後にといいますか、我々市議会議員も任期満了に伴いまして、先日お決めにいただきました10月15日告示の、10月22日投票と、葛城市議会議員の一般選挙が執行される予定でございます。本年は、1月に橿原市議会議員選挙、また、3月にはお隣の香芝市議会議員選挙、7月には県庁所在地でございます奈良市

議会の議員選挙、また、全国に目を向けると、国政並みの東京都議会の議員選挙それぞれが執行されたわけでございます。一昨日からは田原本町の町議会議員選挙も告示をされた。10日の日曜日に投開票が行われて、選挙戦が繰り広げられているということでございますが、本年は県下においても多くの自治体の一般選挙が執行されてまいりました。

住民自治の今後を託す各候補者のそれぞれの政策を確認しながら、大切な1票を投じる。選挙人の選挙権が公平で、公正で、透明で執行事務が行われる。そういった各地の選挙管理委員会の立場は、大変重要で重責である。このようなことを感じるところでございます。多くの候補者が、実績でありビジョンであり、また政治信条を語り、今後のまちづくりに対してどのような考え方で、託された住民の大切な思いを行政運営に届けていくのか。また、その成果をどう反映していくのか。改めて議員の使命の重さを認識させていただいているところでございます。

さて、そのような中で、多くの候補者の方がそれぞれの支持拡大といいますか、戦略として各種団体、地域を含めて、推薦・支持を受けるという場合がございます。私ごとではございますが、私も過去の選挙において地元の地域から、また団体さんからご推薦をいただいて、そのおかげをもって本日までこのような立場で議員活動をさせていただいておるといふことには、非常に感謝をいたしておるところでございます。ただ、昨今、各種団体、地域の推薦、そういった支持については、さまざまなお声が上がっておるようでございます。私自身は、先ほど申し上げたように、推薦・支持に対して今後の住民自治に貢献する議員活動に対し、理解を示したということでの支持の意向を表明すると、このような認識をしておりますので、特に問題視する必要はない、このように思うところではございますが、改めて一般選挙において、候補者を各種団体、地域が推薦を表明することが公職選挙法上に基づいて、ご見解を本市の選挙管理委員会、所管事務を行っていただいております安川総務部長にお伺いをさせていただきたい。このように思うところでございます。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部長の安川でございます。どうかよろしく願いいたします。

各種団体より特定の候補者の推薦を受けることにつきましては、地域の自治会等もその対象となり得る団体ではございます。また、市などから補助金を受けている自治会等が、特定の候補者を推薦することにつきましては、公職選挙法上におきまして特に規定はされておられません。一般論といたしまして、総意に基づく推薦であると思われませんが、選挙は選挙人一人一人の自由な意思で投票することが基本であり、団体の会員の中で異なる政治信条を持つ者がいれば、組織内に亀裂を生じることも考えられるところでございます。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 ただいまは選挙事務を所管する総務部長の方からご答弁をいただきました。ご答弁から推察するに、各種団体、また地域からの推薦ということについては、公職選挙法では特に規定はないということでございます。推薦するという表明をするということ自体問題はない。こういうことでございます。ただ、やはり今おっしゃられましたように、推薦を決定する過程

の中で、団体、それぞれ地域の全ての構成員の総意に基づいてと、こうなると、これはなかなか難しい話でございます。個人の住民の権利、この権利が担保される、こういったことを十分認識した上で決定することは肝要ですと、こういうご見解であったと思います。

それでは、候補者の方が各種団体、地域の推薦・支持を受けた場合、その一般選挙において運動される場合、選挙用のいろいろな宣伝物があると思うんです。広告物ですね。そこにそういうふうなことを明示する、推薦をもらいましたよと明示することについては、どのようなご認識を持たれているか、改めてお伺いさせていただきたいと思います。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 選挙運動の期間でございますが、告示日に立候補の届け出をしてから選挙期日の前日まででございますが、選挙運動用の文書図画に関しましては、通常ハガキ、選挙運動用ポスターの掲示、また、市長選に限りましては選挙運動用のビラの頒布等が公職選挙法上は認められており、また、市選挙管理委員会からは選挙公報を発行いたします。なお、通常ハガキ、選挙運動用ポスター、選挙運動用ビラの記載内容につきましては、虚偽事項、利害誘導等の罰則にふれるようなことがない限り制限はございませんし、選挙公報の記載欄につきましても同様であり、これらの文書に各種団体から推薦を受けていることを記載することは禁止されておられません。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 このような規則で決められている内容物について、そういう明示をするということは特に問題がないと、こういうご見解でございました。おっしゃられるように、各種団体、地域の方から特定の候補者を推薦するということは、先ほどのご答弁にもありましたように、公職選挙法上では特に問題もないということでございますが、その過程に総意に基づいたことが基本でございますよということを認識するということは、その後の地域内であつれきが生じないよう、そういうことを留意して心がけていただきたいと、こういうことでもございました。

それでは、次に、一般選挙で選挙人の投票用紙の請求、この手続について何点かお伺いしてまいりたいと思います。まず、選挙期間中、その選挙人が健康上の都合等々で病院や施設に入所、入院をされた場合、不在者投票請求ということをするわけですが、その手続について改めて総務部長の方にお伺いさせていただきたい。このように思います。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 奈良県選挙管理委員会から不在者投票の指定を受けました指定施設等に入所及び入院等されている選挙人が行う不在者投票用紙の請求方法につきましては、公職選挙法施行令第50条第1項におきまして、不在者投票施設において投票する場合、選挙の期日の前日まで、その登録されている選挙人名簿登録の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対しまして、直接に、また郵便等をもって、その投票しようとする場所を申し立てて、選挙用紙及び投票用封筒の交付を請求することができると規定されており、さらに、同条第4項では、不在者投票施設の長が管理する施設で選挙人の依頼があった場合には、不在者投票施設の長またはその代理人は、当該選挙人にかわって投票用紙等の交付請求をすることができると定められ

ているところでございます。

指定施設等に入院等をしている選挙人が、指定施設等において不在者投票を行う場合の典型的な請求手続でございますが、まず、選挙人は指定施設等の長に対して投票用紙及び投票用封筒の代理請求を依頼し、指定施設等の長、またはそれらの代理人は、その依頼に基づき、選挙人にかわって選挙人が所属する市町村選挙管理委員会の委員長に投票用紙及び投票用封筒を請求するものでございます。それを受理した市町村の選挙管理委員会の委員長は、請求を審査し、選挙人名簿と対照し、投票用紙及び投票用封筒を指定施設等の長またはそれらの代理人に交付し、または郵便等をもって送付いたすものでございます。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 ありがとうございます。施設や病院等に入院されている場合は、その長ということですから院長さんとか施設長、そういった方が選挙管理委員会の依頼を受けて投票したいという入所、入院されている方、選挙人にそういう意思があれば、今おっしゃられたような行動をせないかと、こういうことですね。

それでは、そういうような立場にいる選挙人が直接、選挙管理委員会に請求する場合、そういうケースはそんなにはないと思うんですけども、これについてもどのような投票が執行されていくのか、改めてお伺いしたいと思います。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 ただいまのご質問でございますが、入院中などの選挙人が、選挙管理委員会に直接投票用紙の交付請求を行った場合の投票についてでございますが、選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日までに、指定施設等の長に当該選挙管理委員会より交付を受けました投票用紙等や不在者投票証明書を提示し、点検を受けた後、指定施設等の長の管理する投票記載場所におきまして、投票用紙に候補者1名の氏名を記載し、これを投票用封筒の内封筒に入れて封をし、さらに、外封筒に入れて封をした上、外封筒の表面に署名をして、指定施設病院等の長に提出いたすものでございます。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 こういうまれなケースだろうと思いますが、いずれにしても、指定施設、病院やさまざまな施設で今あるように、その長が管理をするその施設の中の投票記載場所、こういうのが設置をされて、そこで直接請求しようが代理請求しようが、要はその中で執行されると、こういうご説明でございました。もちろん、これは市内はもとより、市外、県内各施設でも同様の請求手続でいいということですね。

では、代理請求をした代理人、指定施設内における投票場所、日程、決定されて投票事務を行うと、こういうご答弁でございましたが、これは結構ありまして、1週間選挙期間があったら、そういう手続をすると水曜日、火曜日、木曜日、このあたりがそういう日程になるかと思うんですけども、選挙人の都合というか事情によって、その施設にそういう日時が過ぎてから何らかの形で入院等になった場合に、もう過ぎてますと、こういうことになる

わけですが、そのときの手続について改めてお伺いしたい、このように思います。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 指定施設等におけます不在者投票につきましては、葛城市選挙管理委員会におきまして市長や市議会議員等の選挙日程が決定すれば、早々に県内の指定施設等の長に不在者投票の事務取扱いについてご協力をいただきたい旨の依頼を文書にて行っているところでありまして、このたびの葛城市議会議員選挙におきましても、8月1日付でその通知をさせていただいたところでございます。指定施設等におきましては、不在者投票期間である選挙期日の告示日の翌日から選挙期日の前日までの間に、便宜上まとめて投票日を設ける場合がございます。指定施設等の長は、施設内の選挙人に対しまして、不在者投票を行う日時等を確実に周知された中で、選挙人が投票していただいているものと認識しているところでございます。しかしながら、施設内で設定した日を過ぎてから入院されるケースなど、改めて不在者投票を希望される選挙人がまれにおられるところがございます。そのような場合につきましては、施設側で設定した事務日程を超過した場合であっても、不在者投票ができる期間内であれば不在者投票ができることとなっていることから、指定施設等は選挙人に不在者投票をさせなければならないと認識しております。この場合、施設と市町村選挙管理委員会との間におきまして、連絡調整を通じて適切に対応していかなければならないと考えており、選挙管理委員会といたしまして、選挙人本人の申し出に基づき、指定施設等からの請求等を至急持参していただくなど、応急的な対応に心がけているところでございます。

また、指定施設等の関係者以外の者、例えば、入院中の選挙人のご家族等が病院等にかわって請求書を持参し交付請求をしていただく場合、当該持参者は、指定施設等が発行する使者であることを証する書面等をもって確認等を行い、所定の手続を行っているところでございます。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 そうというような施設については、投票期間中であれば必ず投票せないかと、もちろん選挙人の意思によるんですけど、そういうことがご答弁の中では一番のポイントではないかなと思います。それと、やはりいろいろな事情でご本人がなかなかそういうことを申し出ができない場合、ご家族であるということの、要は使者であると。それはあくまでも施設側が、この方はそういう方ですよということを選挙管理委員会に申し立てできるような書面をつくりなさいと。書面も当然、施設につくっていただくわけなので、そういう手続のもとで投票期間内であれば投票していく、こういうことでございます。いずれにしても、これは施設の立会人、もしくは施設側の協力というのは非常に不可欠であろうと、このように思いますが、公職選挙法上ではどういうふうに定義をされているのか、改めてお伺いをさせていただきたい。このように思います。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 指定施設等における不在者投票管理者、すなわち指定施設等の長は、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することとなっております、不在者

投票に関する手続の全てにつきまして最終的な決定権を持つ者でございます。

主な事務といたしまして、選挙人にかわって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること、また、交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を選挙人に渡すこと。さらに、投票用紙、投票用封筒を点検すること。立会人を選び、不在者投票に立ち合わせる。不在者投票記載場所の設備をすること。代理投票の申請を受け、その許否を決定すること。投票の終わった不在者投票を送致することなどがございます。

不在者投票を行う際の立会人につきましては、不在者投票管理者が選挙権を有する者の中から指名し、投票に立ち合わせるもので、立会人の数に制限はございませんが、最低1人を指名することが規定されているところでございます。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 いずれにしても、施設投票という事務については施設側の協力が非常に不可欠であると。

個人の投票の権利ということが失われないう、適正な事務処理が必要であるということ伺いました。いずれにせよ、何らかの事情で当日、投票所に行くことができず、そういった不在者投票を交付するという事になった場合については、その事務取扱いについてさまざまな角度からご答弁をいただきましたが、先ほど申し上げたように、その施設等の認識、協力ということが大変重要であるということでございますので、今後行われる選挙事務に対しても、そういったことを十分ご説明していただいて執行していただけるようお願いを申し上げます。

公職選挙法上でもう1点だけ最後にお聞かせいただきたいと思いますが、そういった投票をする場合に、特に一定の決められた投票所ではなく、そういう院内といいますか、そういう投票をする場合、候補者の氏名の表示というのが普通の期日前なり、また指定された投票所にはそれぞれの候補者一覧というのが載ってるわけでございますが、そういった場所にはどのような方法で、ご本人がある候補者に投票をしたいというために持ち込むような選挙広告物等の規定があるのか。また、その氏名表示というのはどういう定義のもとでされているのか。これを最後にお伺いしておきたいと思っております。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 指定施設等の不在者投票の請求において、投票用紙等の送付の際には、氏名掲示の用紙を所要枚数封入しております。また、施設からの要望がございましたら、選挙公報もあわせて送付しているところでございます。また、代理投票につきまして、身体の故障または文字が読めないなどによりみずから記載することができない選挙人につきましては、指定施設等の長に申請して代理投票していただくことができるものでございますが、そのような場合には、指定施設等の長が立会人の意見を聞いて、補助すべき者2人を選挙事務従事者のうちから定め、その1人の立ち会いのもとに、他の1人をして選挙人が支持する候補者1人の氏名を記載していただいております。さらに、代理投票の際の意思確認を適正に行う必要があるため、氏名等の掲示の用紙に指をさしてもらったり、補助者が順番に指をさしたところであらざるを得ない状況で候補者名を確認した上で、代理投票者が投票用紙に記載し

た候補者名を再度ご本人に確認をさせていただく方法で行われております。なお、投票所内にメモ等の持ち込みにつきましては、不在者投票管理者のもとで行われているところですが、公職選挙法上、投票時にみずからのためのメモ等を持ち込むことに対して特段の規定はございません。しかしながら、その持ち込み方法や使い方によっては、投票所の秩序保持に問題がある場合や、また、みずからの意思でない場合につきましては、投票干渉となる恐れもございますので、注意を必要とするところでございます。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 施設内の投票所における環境、氏名の表示用紙、これが十分活用されているのか、また、個人の意思が選挙執行事務において十分反映されているのか、投票立会人に選任される方への責務を、今後もしっかりと選挙事務を所管する行政当局からご指導いただきたいということをし添えておきたいと思っております。

それでは、時間がありませんので次の質問に入ってまいりたいと思っております。

現在、政府は各地方における地域特性を生かした地方版総合戦略に基づいて、地域発の取り組みを支援するため、平成28年度に創設をされました、新型交付金でございます地方創生推進交付金、この活用が注目をされています。まず、企画部長にお尋ねをしたいのは、そこで、この交付金の対象となる事業の認定についてどういう定義があるのか、これを改めて伺いさせていただきたい、このように思います。

西井議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしくお願いたします。ただいま朝岡議員からご質問のあった件につきましてお答えいたします。

地方創生推進交付金の交付対象事業でございますが、こちら、地域再生法第5条第4項に基づきまして、次に申し上げます事業が対象となっております。こちら、まず大きく2つにくくられておまして、そのうちの1つでございますけれども、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化または生活環境の整備に資する事業であって、結婚、出産または育児についての希望を持つことができる社会環境の整備に資する事業、移住及び定住の促進に資する事業、地域社会を担う人材の育成及び確保に資する事業、観光の振興、農林水産業の振興、その他の産業の振興に資する事業、その他、地方公共団体が地域再生を図るために取り組むことが必要な政策課題の解決に資する事業となっております。

もう一つの大きなくくりがございまして、こちら、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化または生活環境の整備のための基盤となる施設の整備に関する事業であって、市町村道、広域農道または林道で2以上を総合的に整備する事業、公共上下水道、集落排水施設、こちらは農業集落排水施設及び漁業集落排水施設に限ったものでございますけれども、または浄化槽で2以上を総合的に整備する事業、地方港湾の港湾施設及び第1種漁港または第2種漁港の漁港施設で2以上を総合的に整備する事業が対象になってございます。なお、交付金の交付を受けるためには、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定に基づき策定した、先ほど議員からもご発言がありましたが、地方版総合戦略に位置づけられた自主的、

主体的で先導的な事業であり、地域再生法第5条第4項第1号及び第13条に基づき地域再生計画を作成し、内閣府が定める時期に内閣総理大臣にその認定のために申請し、内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 詳しくご答弁をいただきました。今おっしゃられた地域におけるまち・ひと・しごと創生法、これに基づいた葛城市でもおつくりになりました地方版総合戦略、この戦略に位置づけられた先導的な事業、ハードとソフトと両面から地方における就業、働く機会、経済基盤の強化、そしてまた生活環境の整備等々に資する事業であると、こういうご説明でございました。

それでは、この議会中には昨年度の決算委員会というのもございますので、決算審査に抵触しないようにしたいと思いますが、平成28年度にこの交付金を活用して執行された事業、また平成29年度予算の中で、この交付金を使っての事業について、その事業の件数並びに事業費についてお伺いさせていただきたい、このように思います。

西井議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの朝岡議員の質問に答えさせていただきます。

まず、平成28年度でございますけども、地方創生推進交付金対象事業が6件、その事業費の合計が約3,062万円で、こちらの補助率が2分の1となっております。一方、地方創生加速化交付金対象事業、こちらは国の平成27年度補正予算に基づくもので、繰越明許金でございますが、そちらが7件、その事業費の合計が約8,802万円で、こちらの補助率は100%となっております。

今年度、平成29年度でございますが、こちらはまだ予定でございますけども、地方創生推進交付金対象事業が2件、その事業費の合計が約2,034万円で補助率が2分の1、そして地方創生拠点整備交付金、こちらは国の平成28年度第2次補正に基づくもので、こちらも繰越明許金でございますが、そちらが1件、その事業費が約5,533万円で補助率が2分の1という形になってございます。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 それぞれ平成28年度の実績並びに今後平成29年度の現状を件数とその事業費をお示しいただいた、こういうことでございます。私の手元に奈良県下各自治体がこのような交付金を活用して申請し、対照した事業一覧というのを入手しておりますけども、これによると、平成28年度全体では、奈良県で大きく34事業があつて、交付総額は奈良県で3億8,000万円程度。平成29年度、1回目ということでございますが、この中では、先ほどお示しをいただいた本市の事業を含めて、全体で今18の事業が認定をされ、総額1億4,000万円程度の交付対象事業が認定をされていると、こういう状況でございます。

どの自治体においても、有利な補助金を通してその地域の特性を生かして、地域創生の深化に向けた重要施策の取り組みとして、依存財源の大きな柱として交付対象事業の素案に力

を注がれていると、このようなことを伺うところでございますが、さて、本年、これから本市において、今後この地方創生推進交付金対象事業の計画等についても一度、飯島企画部長に改めてご所見をお伺いしてまいりたい、このように思います。

西井議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの朝岡議員の質問でございますけども、今後につきましては、関係課とも協力いたしまして、地方創生関係交付金の対象となり得る施策の洗い出し、実施スケジュールの検討を行いまして、年内をめどに方向性を決定していきます。その後、必要であれば総合戦略改定に向けた手続を進めていくとともに、来年度予算要求に向けて議会との調整、あるいは交付金申請に向けた国との調整を行ってまいります。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 先ほどのご答弁では、件数と事業費ということで、詳細の内容はご説明がなかったわけでございますけども、これまで私が覚えている限り、地方創生関係の交付金を活用された、先ほどご説明があった成果ということになると、平成28年3月末に国の補正予算の中で成立をした、先ほどおっしゃられた地方創生加速化交付金、これは100%補助です。10分の10、この交付金を活用して、その後の平成28年度に繰越して、子育て支援事業の一環として市内在住の子育て世代のお母さん方が、短時間で働くことのできる拠点のママスクエア葛城店、これが平成28年度9月にオープンした。そのことで世帯収入の増加ということにつながっていくわけでございます。

また、同じく加速化交付金100%を活用して、葛城市の魅力をPRする映像をインターネット配信、また、私鉄近畿日本鉄道さんと連携のもと、車両の中の広告であるとか、駅構内へのプロモーション活動ということで、葛城市にどんどん住んでくださいね、こんなまちですよ、こういうような移住を促進する取り組み、こういうことが成果としてされたわけでございます。また、先ほどおっしゃられた平成28年度の推進交付金、今度は2分の1です。この交付金を活用してはさまざまありますが、1つは、市内の公民館や集会所を巡回して、住民票の発行をしますよ、保健師による健康相談をしますよ、行政相談もしますよという市民サービスカー、こういったことの事業を行っているということで、地方の特性を生かすための国の新型交付金を使って、地方創生に向けた取り組みを行っておられると、こういうことでございます。

このような事業の評価で取り組んでまいりました本市の特性を今後も取り入れた交付金の活用に対して、本年策定をされました葛城市第二次総合戦略、総合計画、ここにもそういったことは書かれているわけでございますが、交付金の申請に対し、その基盤となる総合戦略、人口減少問題の克服、成長力の確保ということは、ともに全て人口減少問題にいかに対処していくかということを主眼にさまざまな計画が策定されている、こういうことでございます。

そこで、市長に改めてお伺いしたいと思いますが、いよいよ新市建設計画が終了して、新たな葛城市のまちづくり構想に、今申し上げました地方創生推進に資する財源確保ということとは、先ほど私が申し上げましたように、奈良県下も非常に注目しているということござ

います。

それでは、この交付金を活用した事業、そしてまたその重要性、これからの施策等について、改めて市長のご所見をお伺いしてまいりたい、このように思います。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 地方創生交付金にかかわらず、各省庁がいろいろな補助金を持っております。その事業、事業によって国に示していただいている補助金を最大限活用して事業を進めていくべきやと考えております。ただ、地方創生の場合は、アベノミクスの中で非常に地方総合戦略の中で組み上げられた計画なんですけど、その地域、地域にそぐった事業は何なのかというのは、1回精査をかけたいなと思います。葛城市の面積ですとか、人口ですとか、それにそぐう内容の事業を選択していくべきかなと思います。その選択の中において最大限、地方創生交付金事業を組み上げていきたいという思いでございます。ソフト事業等につきましても、立ち上げのところは交付金、補助金がいただけるんですけども、それが2年、3年になりますといただけない状況がこの事業の欠点といいますか、大変なところでございまして、一旦導入してしまったスタイルをそのまま継続することは、組み上げのときは補助金を使えるんですけども、それを継続するときには単費が使われていくということもございまして、3月議会等の答弁の中で、財政計画を新たに打ち出したいと、精査した中で秋には発表させていただくということをお約束しておりますので、常任委員会の席で、完璧なものというわけにはいきませんが、ある程度間違いのない数字のものを提示させていただくということでございます。財政計画も見た中で、事業のあり方、必要な事業については最大限、交付金、補助金を申請して事業を組み上げていくということでございます。一応、総合戦略とFMと立地適正化計画というのは、目的が実は違うんです。ですから、その整合性というのは非常に難しい部分があるんですけども、そうなった場合には、その計画そのものを若干変更するような形になるのかなという思いもあります。これから検討を重ねたいと思っております。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 ただいまは市長からご見解をお伺いしました。今おっしゃられているように、葛城市にそぐった内容の事業を選択していきたい。葛城市にそぐうということになると、当然、総合戦略の10年後にも同じ人口ですと、こういうふうな目標を立ててるわけですから、そうすると移住促進ということも大きなテーマにせないかん。そのためには、今言う基盤整備をせないかん。ハード、ソフトの面で。また、産業振興ということにして働き方改革で雇用環境の範囲を広げるということも考えていかないかん。以前、議員がおっしゃられた葛城市ブランドの創出についても、それによる産業振興、それによって世帯収入の増と、こういったさまざま広げていくという上では、もちろんこの交付金には限らないですけども、これからの地方創生戦略ということは非常に大事でないかと。市長、今ご答弁のありました、間もなく市政が誕生して1年過ぎようとするわけでございます。住民本位のまちづくりというのはもとより、行政指導者の先見性や顕在する課題への克服能力、これがウエイトを占める。これが政策力であると私は思っております。先ほどおふれになりました、また、先ほどの川村議員

のときにもご指摘があった、国や県の協力体制のもとで、葛城市の地方創生の関連施策の更なる成果を上げていただきたい、このように思っています。

それでは、最後の質問でございます。先ほど壇上で申し上げました、私が議員にさせていただいて以来、一貫して訴えをしてまいりました子育て支援の重要施策でございます。医療費助成制度の取り組みについてお伺いをさせていただきたいと思えます。

まず、松村市民生活部長にお尋ねをしたいのは、これまでの医療費助成制度の経過をまずお伺いしていきたいと思えます。

西井議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。よろしく願いいたします。ただいまの議員のご質問でございます。

これまでの医療費助成の推移ということでございまして、福祉医療費助成事業につきましては、受給者の健康保持及び福祉の増進を図る目的として、医療保険制度の自己負担を助成する制度でございます。乳幼児等、心身障害者、ひとり親家庭、重度心身障害者老人等、この4つの助成事業の方から構成されており、制度の骨格部分につきましては、奈良県の補助金のガイドラインにより運営を支援されておるものでございます。

まず、葛城市では4つの制度とも県の基準でございます所得制限を撤廃し、所得制限を超える部分の助成につきましては、市の一般財源で補っているものでございます。今回お尋ねのお子さんへの医療費助成事業につきましては、葛城市乳幼児等医療費助成条例に基づき、乳幼児等を養育している方々に対して医療費の一部を助成し、乳幼児の健康保持及び福祉の増進を図る目的として行う事業でございます。

乳幼児の医療制度につきましては、ゼロ歳児を対象に昭和48年に創設されて以降、対象者の拡大を経て、出生から就学前の入院、通院を助成対象としてきました。葛城市では、平成21年からは市の単独事業として年齢対象を小学校卒業までとし、対象医療を入院、通院。通院につきましては、歯科診療、小児医療として拡大。そして、平成26年4月からは子ども医療として更に対象年齢を中学校卒業時までとし、対象医療を入院と全ての通院医療に対して拡大して実施しております。なお、平成28年8月からは、奈良県の事業が葛城市に迫いついた形となってきているところでございます。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 詳細について、今までの経過のご説明を担当部長の方からお伺いいたしました。葛城市は合併以来、就学前までを対象として乳幼児医療助成制度が確立をしてきて、平成21年度からはその対象範囲を小学校卒業時まで引き上げた。ただし、歯科診療、そしてまた入院に限るということでございました。さらには、平成26年度4月からは、その対象範囲を中学校卒業時まで広げて、そして全ての通院、そしてまた入院、こういった医療助成の対象範囲の拡大をしていただいた。この当時、私の記憶では、県下12市で初めてこういった年齢対象拡大を広げたという、こういうことだろう。今は当たり前みたいになってますけど。

それでは、現在の対象範囲で結構でございますので、医療費助成の範囲を拡大された以降

の事業経費について、そしてまた年度ごとの助成件数について、経費も含めて財源内訳のお示しを改めて求めてまいりたいと思います。

西井議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 引き続きまして、事業経費の推移と財源についてという形で、平成26年度から3年間の助成件数並びに助成額の方を申し上げたいと思います。小・中学校の子ども医療費についてでございます。平成26年度は約9カ月分の支給でございますけれども、1万8,744件、助成金では約3,331万円、平成27年度には2万6,002件、約4,780万円、平成28年度には2万6,639件、約5,077万円でございます。この中で財源についてでございますけれども、県の補助要綱から申し上げますと、児童手当法の支給基準というのが所得要件となっております。この範囲内であれば、県の方から2分の1の助成があります。残りは市の方でございます。この基準を超えている家庭につきましては、一般財源で持ち出しているところでございます。

補助の額でございますけれども、平成26年度は約167万5,000円、平成27年度は208万5,000円、平成28年度8月からは県の方が追いついておりますけれども、880万7,000円でございます。これにつきましては、平成28年8月の診療分からでございますので、支給月が約10月、11月からぐらいからの支給でございますので、補助額の方も6か月分というような内容でございます。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 今までの助成を広げられた範囲の小・中学校を含めて、子ども医療費の今までの経過をご説明願いました。年々ふえている傾向にあるわけですね。後でご答弁いただくと思ってましたけど、対象世帯はどれぐらいあるのですかといったら、5,300世帯と言われると思いますが、その世帯の数からすると物すごい申請件数やないかなと、こう思います。それだけやはり子育て支援策の柱になっていると、私はこういうふうに思います。

先ほど補助額のお話もございましたけど、全体の事業費からすると、奈良県の試算の最大限2分の1を出してくれているけども、しかし、全体の事業費からすると、ほとんどが葛城市の一般財源が充てられているというのは確かに現状でございます。深刻な問題である少子化対策、改善策としては重要不可欠な施策であると私は以前から思っております。今後の子育て支援の柱として、これからまた更に拡充を求めていかなければならないのではないかな。

一方で、先ほど申し上げたように、奈良県がようやく追いついてきたわけです。中学校卒業時までの補助を出そうとなったわけですが、本年、本市がこの事業に対しては県に先駆けて実施をしていました、そういう歴史と経過から見ても、いよいよこの助成範囲、対象範囲というのを18歳高校卒業時まで拡大することが更に求められてきているのではないかなと、このように思うところでございますが、そうすると事業費はまた上がるわけでございますが、その推定額、また、18歳に引き上げるという当局のご見解をここで伺いたいと思います。

西井議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 先ほどからの経緯の中で、平成21年度に小学校就学までの拡大、平成26年からは中学校までの拡大というふうなことを申し上げております。平成28年8月からは県の事業が

追いついた形というのも先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、今後、18歳高校卒業まで拡大することにつきましては、負担部分と給付の公平性、他の市町村との状況、市の財政状況、さまざまな要素を勘案しながら検討してまいりたいというふうに思います。参考でございますけれども、16歳から18歳での医療費の助成額を、わかる範囲でございますけれども、葛城市の国民健康保険の被保険者をもとにシミュレーションしましたところ、約1,000万円かかるということでございます。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 18歳まで引き上げることについては、他市町村の状況、当然、恒久的事業になるわけですから、今後の財政状況を踏まえながらさまざまな要素を勘案してまいりたいと。ただ、国民健康保険の加入者の方で被保険者をもとにそういうシミュレーションをしたら、18歳まで引き上げたら年間1,000万円ぐらい要りますよと。やはり高校生というのはだんだん健康になっていきますから、そんなにもう病気は少ないかもわかりませんが、けががある場合もある。そんなことも踏まえて1,000万円。ですから、今、平成28年度は先ほどの数字でいくと5,000万円でしたか。だから1,000万円ほどふえるのではないかなと、こういうことでございます。そういう質問を聞かんといてみたい顔をしていますけど、ぜひともここで市長に、本来、僕はこの後に一番この制度の課題というのは、やはり窓口負担で一旦3割負担をして、後でいろいろ説明いただくんですけども、後々3カ月後に返ってくる。ここが一番欠点といえば欠点かなと思ひまして、ここを現物給付にしてほしいという質問を4回から5回するつもりなんやけども、時間がないので、それは多子世帯の問題とかいろいろあって、できるだけそういうことも早くしていただきたいのですが、松村部長のご見解では、やはり国民健康保険の県の広域化ということが目の前にある。それによって保険税の改定等もこれからの健康保険特別会計の運営というのが、やはり本市においても非常に影響がある。それが影響があることによって、いろいろと考え方も変わってくるんやと、こういうようなことをよくお話を伺っているわけでございます。それもよくわかります。しかしながら、市長もさまざまな公約の中で、この子ども医療費についてはふれているわけです。拡充したいと、こう言われています。ですから、窓口負担のことをいきなりどうしますかというのは辛いやろうから申し上げませんが、子ども医療費の今後の対象年齢の拡充について、そういったことを踏まえて子ども医療費の対策ということを最後、市長にご答弁をお願いしたい。やりますという答弁をしてくれないと困るので、よろしくお願いします。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 高校生までの医療費無料化というのは、実は私の公約でございます。ですから、4年間のうちに消化したい、達成したいという思いでございます。ただ、実は1,000万円という費用は試算をさせたんです。それを導入する場合にどれぐらいかかるのかということで、今年度予算の組み上げ時に確認したら、それぐらいかかるという中で、日本の社会保障費も医療も介護も年金も含めまして悲鳴を上げております。その中で、奈良県におきましては、今まで基礎自治体市町村であった枠組みを、今度、県の枠組みでやるという大きな変化があります。

その事務手続ですとか、かなり葛城市の場合は法定外繰り入れをしておりますので、その変化等を見きわめないと、そこに踏み込めない。奈良県も一律の保険料にしますと言っていますので、ですから葛城市にどの程度の影響額が出るのかということを見きわめた上で、そちらに踏み込んでいきたいという思いでございます。議員ご指摘のように、私はやります。公約ですのでさせていただきたいと思います。

それと、窓口負担のお話がございました。そちらの方も原課と次年度から平成30年4月からの国保の県単一化になりました上での事務処理との兼ね合いがどうなるのかということは今検討している最中でございます。やはり県一になりますので、各市町村との足並みという部分で、やはり県との交渉事象が出てくるのかなという思いでございます。議員ご指摘の意味もよく理解しておりますので、今後検討していきたいと思います。

以上でございます。

西井議長 朝岡君。

朝岡議員 もうブザーが鳴ってしまうので、ご所見をいただきました。18歳まで拡大するということは、経費的に今、試算をしたら1,000万円程度ということでございますが、市長のご公約でもありまして、この4年間のうちには必ず18歳まで医療費を拡充します。こういうご断言をいただきましたので、ぜひ、実現に向けて予算編成にご決断をいただくよう、よろしく願いたい。

最後、質問が終わる前に一言申し上げたいわけでございます。これは通告にはないんですけども、このたび10月31日の任期満了をもって私の議会活動としては終了させていただきたい、このような思いでございます。3期12年間、行政幹部の皆様方には、安心・安全の葛城市のまちづくりを目指して、大きく議論をさせていただきました。議員の立場は終了しますが、また一市民となってしっかりと葛城市の貢献の一助と役立てさせていただけるように頑張っている決意でございます。市長を初め、行政当局幹部の皆様には、今後も市の発展にご活躍されることを心からご期待を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

西井議長 朝岡佐一郎君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時01分

再 開 午後1時15分

西井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、こんにちは。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

2点ございます。まず1点目は、少子高齢化対策についてでございます。2点目は、合併時に計画をされました主な事業の今後の見通しについてでございます。

なお、これよりは質問席にてさせていただきます。

西井議長 増田君。

増田議員 それでは、よろしく願いいたします。まず、少子高齢化対策についてお尋ねをいたします。平成28年3月に作成をされております葛城市人口ビジョン、これを見ますと、近年の本市の人口推移ということが書かれております。微増から横ばいを続けていると、こういう内容でございます。地方自治体にとっては少子高齢化、それから人口減少が進むことによりまして、地域社会の活性化の衰退、介護保険、福祉給付金などの住民負担の増大、税収減少によりまして公共サービスの低下、または負担がふえると、こういったような影響を受けるといことになります。逆に、人口が増加し過ぎると公共施設への行政サービスの投資が増加すると、こういうマイナス要因もあると、こういうことでございます。

このような人口の増減につきましては、葛城市に転入された方、それから転出された方、この数です。それから、当然、出生された方、それからお亡くなりになった方、こういった4つの要素がプラス、マイナスに影響して人口の増減がどのようになったかと、こういう結果であろうかなと思います。ここからは、転入、転出についての分析といたしますか、お話を進めさせていただきます。

転出される方につきましては、就職なり転勤なり、それから入学が決まって自宅から通えないと、こういった理由でお住まいを市外に移されるというものが主な内容かなと思います。本市におきましては、その結果として、15歳から29歳の年齢の人口が減少しておるという結果が出てございます。

一方、転入につきましては、マイホームの購入、もしくはUターン、先ほど言いました、就職なり学校を卒業されて戻ってこられると、こういったようなUターンによるものというふうなことで、結果的にはゼロ歳から14歳、それから29歳から44歳、この年齢層で転出よりも増加しておると。以前の人口よりも増加しておると、こういう内容といたしますか、人口の増減の内訳でございます。転入された方、ほかから葛城市にお住まいの方に、何で葛城市にお住まいを移されたのですかと、こういうふうなお問いかけをさせていただきますと、教育、子育て、それから先ほどから先輩議員もご質問がございました医療助成、それからインフラなど、環境が他の市町村よりもすぐれておると、こういう評価をいただいたということでございます。

それでは、転出される理由の雇用、要するに仕事場と学校問題でございます。具体的には、企業や学校の誘致をすれば、出ていく数が抑えられるであろうかなと、こういうふうなことでございます。また、地元の農商工業の活性化対策、これも転出防止といたしますか、転出を少なくする1つの対策であろうかなと、こういうふうに思います。このことは転出を減らす効果以外にも、地域の活性化、それから税収の確保、今後の市の財政の安定化を図る点からも、私は積極的にこういったような企業誘致であったり、地元農商工業の活性化、これを図るべきであろうかなと、こういうふうに思いますが、そのようなお考えはあるのか、まずお尋ねをさせていただきます。

西井議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、

ただいまご質問いただきました企業誘致等についてご説明をさせていただきます。

企業誘致といたしましては、奈良県の企業重点区域でございますはじかみ工業団地は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条の規定による重点促進区域であり、同条の規定により、市の条例に基づいて特例措置を実施される地域であります。緑地面積率につきましては20%以上を10%以上に、環境施設面積率につきましては25%以上を15%以上に、それぞれ従来より低く設定されています。奈良県におきましても年2回ほど大阪と東京で企業立地セミナーを開催し、はじかみ工業団地を初めとする県内のほかの工業団地について、立地条件のよさや住環境のよさと、奈良県の企業立地に係る魅力をPRして、企業誘致に向け努力をしていただいております。葛城市としましても、県と連携をしながら企業に立地を啓発する場を設けてまいりたいと考えておりますが、現状、具体的な対策は講じていないところであります。

次に、雇用対策であります。雇用対策といたしまして、葛城市合同企業説明会を実施し、昨年は平成28年11月26日に開催しております。市内の企業等で9社が参加し、正社員及びパート社員、合計40名弱の採用枠に、求職者は、男性39名、女性16名、合計55名の参加がございました。平成29年度におきましても、10月21日に道の駅かつらぎで実施する予定で、現時点で参加企業は6社申し込みをされております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 積極的に今後検討等々も連携をしてやっていくと、こういうことでございます。先日、葛城市都市計画マスタープラン2017という資料、若干3月末の予定が7月までずれ込んだということでございますけど、見させていただきました。この中のまちづくりの基本方針という項目のところにも記載をされております。市南東部、先ほど部長からご答弁のございましたはじかみ工業団地の部分かと思えます。そことインターチェンジ周辺への企業誘致を図ると、こういうふうに記載をされております。インターチェンジ周辺ということになりますと、山麓線の兵家周辺とか太田周辺とか中戸周辺とか、そういうふうな周辺かなというふうに思うわけでございますけれども、今後のマスタープランにも掲げてございますので、市長のご所見も同時にお伺いをしたいというように思います。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えさせていただきます。少子高齢化対策ということで、その1つの人口増減の部分、さらに、企業誘致、雇用対策ということの中の1つの企業誘致という部分にのみ答えさせていただいたらよろしいんですね。企業誘致につきましては、先ほど部長の方から答弁ございましたように、特段、今まで特別な手法をもって対応してきたということはないでございます。ただ、必要なことは、まず大きい目として、奈良県の方に企業誘致を促すためのそういうセミナーですとかがありますので、まず葛城市としてそこに加わる必要があるのかなと思っております。県とともに県外も含めまして、そういうアピールをする必要があるのではないかとというのが1点ございます。

それと、市におきましては、例えば企業誘致の専門の職員さんをあてがいまして、もうこ

れは従前のやり方で企業を1件ずつ回って、足で稼ぐというか、そういうセールスの仕方を導入するのがどうなのかなというようなこともやはり検討していかないといけないのかなという思いがあります。それと、葛城市として土地用途法、それに類する法律の中で、はじめに工業団地がどの程度の企業を受け入れることができるのかということも、線引きも含めて検討する必要があるのではないかという気がいたします。それと、企業誘致におきましては、新規で大規模な誘致をされるときには、その行政単位の中で優遇措置を講じられているところがあります。一番有名やったのが、亀山にシャープの工場誘致をされたときに、かなりの行政からの負担を、逆に企業に対して援助をしていたというような経緯もございます。ですから、そういうようなことを総合的にやはり考えていかないといけないのかな。ただ、優遇措置というのは非常に危険な部分がございます、当然のことながら新規で入ってきていただける企業だけにはかかわらず、従前から入っていただいている企業さんについても、やはりそういう措置をしなくてはいけないという、税収としてどうなのかなというような、その辺の影響もございますので、総合的な判断の中で企業誘致はされるべきかなという思いがいたします。

企業誘致というのも1つの方策なんですけど、現状ある企業をいかに元気づけるかというのも企業誘致と同じレベルの必要な検証事項やと感じております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 先ほども私がお話ししましたように、地元の農商工、既存の企業への支援、これも当然やっていただくべきやというふうに思います。

先日、ニュースを見ておりますと、加計学園への地元市が非常に大きな支援といいますか、補助金を出して誘致をしたと。私は今、市長が申され、懸念されておりますように、そういう過大な投資をして亀山のようなぽっかり穴のあいた、そういうふうなことを懸念しながら、専門的な見地から、優良な会社さんに来ていただくという、そういうところには職員さんを配置していただく。これは早速そういうプロジェクトといいますか、部署を設けていただくことが必要かなと、こういうふうに思います。

それでは、転入について少しお話をさせていただきます。ある自治体を対象に、国の方がアンケートをとられております。人口減少対策として最も回答が多かったのは、子育て、教育対策が十分であるという条件が圧倒的に転入促進につながっていると、こういうふうなアンケート結果でございます。私は、本市の子育て、教育対策につきましては、非常に充実していただいている、力を入れていただいていると、こういうふうに認識をしております。その中の1つでもございます、子育て中のお母さんが仕事をしながら子育てできる取り組み、ママスクエアの現状についてお尋ねをいたします。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽です。どうぞよろしく願いいたします。ただいまのご質問でございます。

ママスクエアについてでございます。ママスクエアとは、ママが子どものそばで働ける、

保育園でもない、在宅でもない、新しいワーキングスペースを指し、母親雇用支援事業の一環として、子育て世帯への雇用支援として、市内在住のお母さん方が子どものそばで短時間でも働くことができる拠点づくりを行うものです。ママスクエア事業の基本的なメリットは、地方都市間の雇用環境格差の解消及び女性のキャリアブランク解消にあります。具体的には、託児スペースを併設したオフィスを構築し、テレワークを活用して都市部の仕事を受注することで、お母さん方が子どもを預けながら2、3時間からでも働くことができる環境を構築します。この事業は、子育て世代の出産、子育てに対する財政的な支援となるだけでなく、お母さん方の井戸端を形成し、お母さん同士の交流を通じた出産への不安軽減を図ることも意図しています。

業務委託として株式会社ママスクエアと契約し、北花内に事務所を構え、ママが子どもと離れず働ける新しいワーキングスタイルでテレワークを活用することにより、葛城市において母親が子どものそばで働くモデルの構築、実証を実施することになりました。ママスクエアでの採用者としては、7月末現在、スーパーバイザーとして3名、うち市内からは2名、時間給としては1,100円、それとオペレーター14名、市内からは13名、時給1,000円、キッズ、これは保育士でございますが5名、市内からは4名、時給850円の雇用となっております。また、事業に関しては株式会社ママスクエアに委託していますので、委託先の自主運営となっております、昨年度は立ち上げ費用は生じたものの、以後は市からの負担はございません。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 これは、結果的に私は成功事例かなというふうに思います。ただ、非常に規模的にもそんなに多くない、15人ぐらいの規模かなというふうに思いますけれども、この事業が、モデル的にやっていただいたのか、今後、もし成功事例であれば、各市内にそういう施設が複数あってもいいのかなと、こういうふうに思うんですけれども、そのようなお考えはあるのかお尋ねをいたします。

西井議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。

一応、ママスクエア事業につきましては、昨年10月に市内にオープンして以来、まだ1年を経過していない状況でございます。先ほども報告させていただきましたが、新しいワーキングスタイルとして、雇用の場としては一定の成果が上がっています。しかしながら、この事業を更に拡大していくかにつきましては、今回の事業を通して、業務内容、また就労状況の詳細、また市への影響等、今後一定期間にわたる検証が必要であると考えております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 現時点では、私は非常に成功といいますか、評判もいいのかなと。ほかの自治体からも視察もお見えでございますし、非常に注目をされている事業のように感じておりますので、検証の結果、もしいいようでしたら複数施設というようなこともご検討いただけたらなと思います。ただ、この事業は、非常に国からの支援もいただいて立ち上げた施設でもございます

ので、これを独自にやるとなりますと投資も必要かなというふうに思いますので、その辺のところもご検討いただきながらということをお願いを申し上げておきたいと思います。

次に、同じく子育て支援関連でございます。妊娠期から若者世代までの総合相談窓口として開設をいただきました子ども・若者サポートセンターの運営状況についてお尋ねをいたします。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまの子ども・若者サポートセンターの実情についてでございます。

子ども・若者サポートセンターにつきましては、平成28年4月から、妊娠期からおおむね40歳までの子育て期から就学、就労期までの子ども・若者に関するワンストップ総合相談窓口として、切れ目のない支援を目的に新設の部署として動き出しました。平成27年度まで子育て福祉課が担っていた家庭児童相談室、学校教育課が担っていた教育相談室及び適応指導教室、生涯学習課が担っていたサポートルーム、ニート、ひきこもり等の相談でございますが、健康増進課、それと保育所、幼稚園、小学校の子どもの発達障害等の早期発見、早期支援のための巡回相談の業務を包括的に行うことになりました。引き継いだ業務の平成28年度の実績につきましては、平成27年度とほぼ同じ件数で、家庭相談件数につきましては245件、その内訳は、来所相談が55件、電話相談が151件、訪問が39件で、相談の主な内容としましては、虐待等擁護相談が39.2%、育児、しつけ等の育成相談が36.1%となっております。また、教育相談につきましては、延べ相談件数が250件で、その内訳は、来所相談が115件、電話相談が67件、家庭訪問68件で、相談内容の主なものとしましては、不登校についてが44.8%、家庭環境についてが14%、発達障害等についてが11.6%となっております。

ニート、ひきこもり相談につきましては、週1回のカウンセリング等心理療法を行っており、来所相談延べ518件、電話相談39件、家庭訪問9件を行いました。新しくセンターを開設し、相談件数の大幅な増加はありませんが、改善された面についてご説明させていただきたいと思います。まず1つ目として、臨床心理士、保育士、保健師、社会福祉士等の専門職が常時いることにより、相談内容に応じて専門性を生かした対応ができるようになった。2つ目は、支援者が1人で対応するのではなく、専門職がチームで相談に応じることができ、幅広い支援ができた。3つ目は、教育現場の先生と福祉保健サービス等制度について情報共有ができ、多方面からアプローチすることができるようになった。以上のようなことから支援の幅が広がり、相談者の方々の満足度へもつながったと考えております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 先ほどから説明がございまして、それぞれの専門的な知識の結集で1つの課題を解決していただいていると、こういうふうな非常にご苦勞の多い業務であるかなというふうに思います。そういった運営上、非常に家庭の中に入っているいろいろとご相談なりしていく、そういう内容も含まれております。例えば、母子家庭でお母さんがお勤めになっておると。一例です。食事は1人で食べる、もしくはコンビニかどこかで弁当を買って食べておられるとか、非常に聞いただけで少しぼろっとくるような、そういう家庭環境の方もあるというふう

に伺っております。最近、全国ではこういった問題を解決するために、子ども食堂とかいったような、ボランティア団体の方々がそういう居場所づくりをされておると、こういうふうなことも耳にするわけでございますけれども、そういったような取り組みをしようとするれば、なかなか改善指導につきましても介入の範囲というものが非常に難しくなってくるであろうかなという問題と、財政的な問題等々もございます。こういった全国で例のあるボランティア、こういった団体の協力等があれば充実が図れるのかなというふうにも思います。

今回といいますか、市内には双葉会とか、そういうボランティア団体の方もおられますし、もうそういうふうなことが図れるようでしたら、そういう取り組みも今後ご検討いただけらなと。もうご答弁は結構でございます。

担当の方にこのお話を聞きますと、非常に難しい内容がたくさんあるように聞いております。今後とも適切な、最後まで子どもたちの将来にかかわることでございますので、指導なり対応を適切に行っていただくようお願いしておきたいというふうに思います。

次に、高齢化対策についてでございます。本市の高齢化率、つまり65歳以上の人口比は、全国平均とほぼ同じ25%強というふうに伺ってございます。また、全国統計になるわけでございますけれども、65歳以上の方、支えていただく年齢層、その世代と20歳から64歳、要するにそういう支え側の方、その世代との人口比をされております。1965年、50年ぐらい前、支えられる世代、65歳以上の人数1人に対して、支える世代9.1人と、こういう人口比でございました。2012年には、この9.1人が2.4人まで減少しております。さらに、2050年の推計につきましては、その半分の1.2人と。ほぼ1人の若者が1人の高齢者をおんぶすると、こういった人口比になるであろうと、こういうふうなことが懸念をされております。

さらに、県内の市民窓口課にデータをいただいたんですけども、高齢者世帯、65歳以上の方だけが構成員のおうち、これの数が2010年の国勢調査では1,904戸でございました。それが5年後、2015年には801戸ふえております。2,705戸にまで増加をしております。要するに、行政支援の必要度の高い家庭が急増しておるというふうに分析というか、私はそういうふうになったのかなと、こういうふうに思っております。こういうふうな高齢者の方々に対して、総合的に相談に乗っていただいている窓口、これが非常になじみの悪いといいますか、私が違和感を持っております地域包括支援センターと、こういう窓口であるのかなというふうに思います。改めてこのセンターの業務内容についてお尋ねをいたします。短めをお願いします。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまの質問でございます。

高齢者の総合相談窓口を長寿福祉課内にあります地域包括支援センターで行っております。地域包括支援センターでは、1つ目として総合相談支援、2つ目として、虐待の早期発見、防止などの権利擁護、3つ目として、地域ケアマネジャーを支援する包括的、継続的ケアマネジメント支援、4つ目として、要支援1・2と認定された人や支援や介護が必要となる恐れが高い方に対する介護予防ケアマネジメント、この4つの機能を持っており、総合相談に関して行っております。平成28年度の実績としましては、2,068件の相談を受け付けしてお

ります。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 今もご説明がございましたように、あらゆる高齢者対策だということでもございました。これは、平成18年に当時、在宅介護支援センターというものから改められて、今こういうふうな状況になっておるということでもございますけれども、変えられた理由というのは、今後の介護を必要とされる方の増加、こういうことが見込まれることから、介護予防、要するに予防策に軸足を置いた施策に転換をされたということで、高齢者がその地域で生活していけるさまざまな相談に乗ることと、こういうふうになされております。

本市の地域包括支援センターにおきましても、数々の健康長寿のための講座を開催していただいております。しかしながら、この名称を聞いて、市民の皆さんが高齢者のための総合相談窓口であるという認識はどれほどされているのかなと。今私が言いましたように、高齢者総合相談窓口という漢字と、地域包括支援センターという漢字と比べてもらったらわかるんです。これは同じやねんけども、一つも高齢者の言葉も入ってない。総合相談の「相談」の言葉も入ってない。そういった、もう少し、ここへ行けば高齢者の相談に乗ってくれるねんなど、こういうふうなわかりやすい名前に変えていただいたらどうかなというご提案でございます。私が調べさせていただきますと、これはなかなかわかりやすいというのが、東京都板橋区につきましては、お年寄り相談センターと非常にシンプルでわかりやすい。それから、大阪府枚方市につきましては高齢者サポートセンターと、こういった全国あちこちで、こういう自治体ごとのオリジナルな名前をつけられておると、こういうふうなことも聞き及んでおりますので、本市におきましてもそういうわかりやすい名称、別名でも結構でございます。本名は本名として、愛称等のご提案を申し上げたいと思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。

実は、平成28年3月に実施いたしました実態調査によりますと、高齢者に関する総合相談窓口としての地域包括支援センターの周知度は28%と低く、このことから広報等で包括支援センターの周知を図ってきておりますが、ご指摘のように、まだまだ周知が図れてない状況でございます。周知のための名称の工夫についてですが、高齢者を対象とした総合相談窓口として地域包括支援センターの名称に加えて、先ほどご紹介していただいたように、例えば、お年寄り相談センター、また、高齢者サポートセンターのようにわかりやすい名称をつけるなど、市民にわかりやすい工夫を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 考えてるやなしに、早速取りかかっていたらなと。市長にもよろしくお願い申し上げます。

次に、先ほど65歳以上の世帯の紹介をさせていただきました。私は、この数が急増という

ものを非常に懸念いたしております。65歳以上の世帯が、ずっと年がたってお亡くなりになって誰もおられなくなる、イコール空き家になります。空き家の増加にもつながってくるのかなど、こういうことを心配しております。昨年6月には、補正予算で空き家の調査費というものが計上されております。今後、市内の空き家対策をどのように進められるのかお尋ねをいたします。

西井議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしく願いいたします。ただいまの増田議員のご質問にお答えいたします。

今般、空き家の現状調査につきましては、平成29年度地方創生推進交付金事業として採択されることになりまして、今、議員からもお話がございましたとおり、平成29年6月議会で補正予算を承認していただき、実施していく運びとなりました。今月中には業者を決定いたしまして、空き家についてのデータベースの作成でありますとか、町内の地図システムとの連携へと進めていく予定でございます。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 これから調査、計画、協議会の立ち上げと、なかなか到達するのには時間がますますかかってくるのかなど。状況は動いてると、空き家でのいろんな問題が発生しておると。私の近くにも、実は空き家問題で苦情が寄せられております。実情は、まずアライグマが住んでいる。タヌキがおって、何百もの鳥がばたばたと夕方帰ってきたり、入ってきたりと、こういう状況ですが、民家であるがために外部からの手当てができないと、こういう状況でございます。市内にはこのような防災、衛生、景観面の影響が非常に懸念される事例がたくさんあるかなというふうに思います。早急な対応、対策が必要ではないかなというふうに感じております。

先ほど部長の説明がございました、空き家対策の推進に関する特別措置法に関する事業の進捗状況、これを県からいただいてきました。これは、各市町村がどのぐらいこの事業に取り組んで進んでいるかなという一覧表でございます。県下32市町村では、もう調査も終わっておると。葛城市はこれから調査しますという段階ですけども、32市町村が既にもう終わってますということです。そのうち、できてない残り7市町村でございますけれども、そのうちの3つの市町村におきましては、それとは別に独自の条例をつくって、空き家対策に独自で着手されて解決を進められておると、こういう状況でございます。条例も調査もできていないのが残り4市町村でございます。4市町村のうちの1つが葛城市やと、こういうことを説明しますと、いかに立ちおくれしておるかということがご理解できるかなというふうに思います。以前から複数の先輩議員によります一般質問でご指摘もいただいております。このおくれの理由、どうしても葛城市には事情があるのか。私は、先ほど企画部長に説明いただきましたけども、失礼な表現ですけども、企画部やからなかなか動きにくいのかな。県下いろいろ聞いてますと、都市計画関連、この部署がかかわっておられる事例が多いというふうに聞いてます。県の方でも、住まいまちづくり課、県の

マネジメント部の管轄でございますけれども、そういう部署で対応されておるといことな
んですけれども、何か理由がございましたら説明をお願いいたします。

西井議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいま議員から大きく2つのご質問をいただきましたので、順にお答えさせていた
だきます。

まず、県内状況のお話でございますけれども、確かに先ほど個別に苦情のお話を聞かれてい
るというお話もありましたけれども、まず全体的な状況を申し上げますと、葛城市は過疎化が
進んでおりますほかの市町村とは異なりまして、例えば、農地から宅地への移行の促進であ
りますとか、あと、教育環境の整備といった取り組み、また、近隣市に比して賃料が比較的
に安価であるといった理由によりまして、微増ではございますけれども人口が増加傾向にある
こと。また、大字という地域コミュニティが確立しておりまして、空き家の所有者等の把握
も比較的容易であるといった事情もございまして、これまでにおいては、市の優先政策とし
て位置づけられてこなかったということが実情ではないかという認識でございます。

あともう1点、葛城市の取り組みがおくれている理由に、担当が企画部であるのではない
かというご指摘でございますけれども、実際、空き家問題につきましては、例えば、市の安全
対策という意味では生活安全課、また、空き家から生じたごみの取扱いという観点からは環
境課、住宅問題という観点からは都市計画課など、複数の課が関与いたします。このよう
に多くの部署にまたがる問題でございますので、市といたしましては、まず企画政策課にて空
き家の実態調査を行いまして、まず市の状況を把握いたします。その後、関係課とも協力い
たしまして、議員からもお話がありました他団体の取り組み状況も踏まえまして、今後、空
き家の利活用の推進の方策でありますとか、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基
づく協議会の組織化、特定空き家等の除却のための指導、勧告、命令及び行政代執行に係る要
件を空き家等対策計画に定め、条例化していくなどの必要な措置につきましては、速やかに
検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 さきの答弁で、いや、葛城市は空き家問題はそんなに多くないと。ほかはもっとひどいけ
ども、葛城市はそんなに被害状況も出てないというのと、私がさっき言った被害が出てると
いうのと食い違ってるんですが、現状、被害が出てる状況であるということをもう少し認識
していただきたいというのがお願いでございますので、割とほかよりましやという見解は訂
正をしていただきたいなというふうに思います。

企画部が責任部署であるという理由は、私は、総合的な見地から見ろよと。建物がどうと
かそういう細かい部分で見ないで高いところから見ていただくために、企画部というところ
に部署を置いていただいているのかなというふうに思います。そういう意味では、先ほど後
回しになって条例しますというふうなお話もございましたけれども、企画部としてできる、そ
ういう総合的な判断をしていただいた条例、総合的なものを網羅した企画部ならではの、でき
る条例の制定に向けて早急な対応をお願いしたい。これはまた後から市長もそれに関しても

しご答弁があったら、いただけたらありがたいというふうに思います。今はもう返事は結構です。

ここまでは周辺住民にご迷惑のかかる空き家ということで、いろいろとお願いなりご提案を申し上げました。これからは、有効に活用できる空き家、家屋についての利活用について若干お尋ねをしたいというふうに思います。全国でもこういうような空き家を活用して、定住促進、民泊等々の事例が多くございます。方法としては、何かバンクといえますか、空き家バンクというものに登録されて、そこにいろいろと貸し借りのシステムをつくると。県内におきましては、NPO法人、空き家コンシェルジュが樫原にございますけれども、そういうところに各市町村で発生した空き家を登録されて、大阪等々からの引き合い、紹介をされておると、こういう事例がございました。そこを見ますと、葛城市竹内の物件も1つ、このコンシェルジュの中に載っておりました。大阪とか、それから県の南部周辺市町村からの転入の方もたくさんおられます。先ほど申し上げました住宅開発による流入というふうなことが、お住まいされる居場所になってるんですけど、空き家物件も転入先の要素としては非常に需要も見込まれるのかなというふうに思います。また、先ほどもっとふえたらいいのにといいママスクエアとか、それから先ほどお話ししました子どもの集う場所、子ども食堂等々の高齢者などが集っていただく、そういう空き家を使った利活用というのも考えられるのかなというふうに思うんですけども、もしご所見がございましたらお伺いをいたします。

西井議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 まず、今のご質問に対してお答えさせていただく前に、さきの質問に対する部分で1点修正がございます。空き家問題の担当課といたしまして、住宅問題について都市計画課と申し上げましたけど、建設課でございます。失礼いたしました。また、これらの課には実際、空き家問題の苦情というのもいただいております、そういった意味では取り組みの必要性というのは重々認識している次第でございます。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。先ほど答弁いたしましたとおり、現状の空き家の実態調査に着手したところでございます。ですので、現状、市として具体的な取り組みをご紹介できる状況にはございません。今後、関係課と協力いたしまして、議員からもお話がございましたNPO空き家コンシェルジュとの連携でありますとか、あるいは空き家の商業、観光等の活用についての検討を今後進めてまいります。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 空き家対策について質問をするに当たりましては、いろいろと各方面の方にお話を聞かせていただきました。非常にどこの自治体におきましても、日々の苦情対策がメインの仕事であると、こういうふうなお話を聞かせていただきました。その中でも優良事例を1つお聞かせ願いました。東吉野村でございます。これはもう皆さん方もテレビ等でご存じかと思えますけれども、空き家を利用して都会からの若者の定住促進に成功されておるということでございます。私は東吉野村に2時間ほどかけて行ったのですが、非常に遠いところで、景観は確かに山の中で静かやということでございますけれども、葛城市におきましても、竹内、太

田、兵家、それから山麓の寺口、山田、山口、梅室周辺の非常に景観のいいところ、それから、大阪から1時間弱と、こういう利便性から見ても、東吉野村の事例が必ずしも山あいにおいて成功されているというふうなこともないのかなと。逆に本市の方が期待度は高いのかなと、こういうふうにも感じました。先ほど言いました本市の人口は、微増もしくは横ばいということで推移しているわけでございますけれども、いろいろな環境のよさというものが葛城市には備わっておるといふふうに私は感じております。住宅開発が進んできたからといふふうな理由も人口の支えもあるかと思っておりますけれども、住と緑と、このほどよいバランスを考えますと、開発にも限度があるのかなといふふうにも思います。

一方では、後継ぎが別のところで所帯を持たれて、親が建てた立派な家が空き家になってるという現状を見たときに、工夫次第では地域の有用な資源といふふうなことで活用できるのではないかなといふふうにも思います。適正管理、利活用、両面にわたって空き家対策には喫緊の課題だという危機感を持って、速やかなご対応をご希望申し上げます。ここまで少子高齢化対策に関しまして、市長からのお話、ご答弁がございましたらお聞かせを願いたいといふふうに思います。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 さまざまな分野にわたりましてご質問をいただきましてありがとうございます。少子高齢化対策ということでご質問をいただいているんですけども、基本的には少子化問題と高齢化問題というのは別の対策であると理解しております。少子化対策といたしましては、葛城市にとっての対策はどうかということと、やはり私の見識として、少子化問題というのがどういう原因で起こってきてるかというような全国的なベースをした話になりますので、葛城市は葛城市で、本当に少子化なのかということは、実際に数字を当たってみないと、その個々の対策になるのかなという思いがいたしております。

全般的な少子化対策といたしましては、今いろんな話題になっているのは、子育て環境の整備を話題にされております。でも、私は根本的な少子化問題というのは、子どもを育てるという価値観に対する、ある種教育的な立場の問題ではないかということも感じております。子孫を残すということの大切さを本来教育の中に、私は戦後の教育の中である種欠落してきたのではないかという思いを感じております。国としての全般的な対策となれば、やはりその部分にふれざるを得ないかと。決して経済的に日本より下のレベルの国が人口減に悩んでいるのではなく、構造に悩んでいる国もあるということも考えますと、やはり子どもを残すことの価値観に一因する部分もあるのかなという思いがしております。

少子化問題の観点で、ママスクエア、これはあくまでお母さん方の職場環境を提供するという意味でございます。葛城市においてはママスクエアというベンチャー企業の営業所をそこにつくっていただくことによりまして、一定の人数の雇用をいただいております。約19名、年間で約800万円の収入を得ていただいているということでございます。それと、子育てサポートセンターについてご意見をいただきました。これは、実は私の念願の事業でございました。議員になるべき本来の目的で、その当時からずっとそのことについて一般質問を含めまして、10回弱をずっと続けてきた事業でございます。この部分については、今年度につい

では、ちょっと厚くさせていただいておまして、次年度はセンター方式を導入したいと。センター方式というのは、ある種センターとして1つの部であるような整備の仕方に向かって、内容の過渡的な整備を今進めている最中でございます。

それと、今度、老齢化問題にふれますと、やはり老齢化問題というのは、必ず1年ずつ今の人口構成の中では年齢が1年ずつ上がっていくものですから、高齢者の方にいかに毎日の生活を充実していただけるかということやろうと思います。人口構成の中で社会保障費の問題がいろいろクローズアップされるんですけど、基本ベースは、やはり高齢者の方がいかに充実して一日一日を過ごしていただくかということについての対策やと理解しております。

それと、空き家対策につきましては、まず、平成29年6月の補正予算にかけさせていただきました。葛城市としての空き家が何軒あって、どういう場所にどういう状況のものがあるのかということや、まず調査させていただきたい。その条件によってどういう利活用の仕方があるのかということはこれからの課題であるんですけども、まずデータベースがございませんので、お住まいの近隣の場所はよく皆さんご存じなんですけども、大体百四、五十軒あるのかなというような理解をしておるんですけども、どういう状況の空き家がどういう理由で、それで、どういう所有者の方でというような具体的なデータをまず収集して、それについて個々に対策を打っていくという作業に入りたいと思います。

部長の答弁の中で、空き家対策がおくれてます、その理由の中で、議員ご指摘のように、決して後回しになったという、ほかのところから比べると後回しになったその理由の中で、やはり過疎自治体とその条件がいろいろ違う中で、後手後手になってるというご指摘も理解しておりますので、速やかに対策がとれるような形に持っていきたいと思います。全てに応えられたかどうかわかりませんが、時間的な事がありましたので早口でしゃべらせていただきました。

西井議長 増田君。

増田議員 調査というより、私がこういう問題があるよという提起をさせていただいているので、その対策をどうするねんということが一番の課題でございますので、いや、これから調べますと違って、こんなん出てますということを言っているの、理解をここでしていただきたい。

それから、私が言っているのは、安心して子どもが生まれる環境の取り組みをしてくださいということで、ママスクエアはその一例でしょうということ。それを言いたかったのでございます。

それでは、次の質問でございます。時間がないので、もう1点。

尺土駅前広場整備事業でございます。未買収用地がまだ残っていると。これが原因で進捗が非常にとまっておると。前回に私が市長にこのことについてお尋ねしたら、私がみずから用地買収に出向くと、こういうご答弁をいただきました。その結果と事業の最終完成のめど、これを市長にお尋ねいたします。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 時間がございますので、本来でしたら担当部長の方から答弁させていただく部分も含めまして、質問に答えたいと思います。

現在の状況は、私がたしか答弁を各委員会等でさせていただいている話では、7月末までに結論を出さなくてはならない。その結論の中には3つの選択肢がありますというお話をさせていただきました。残念ながら今、時間がおくれておりまして、原課にアプローチを最大限かけて、それと会える機会を早く段取りしてくれという話をしてしております。その最終的な段取りがほぼ終わってきけると聞いております。日程調整をした中で、近々に地権者の方とお会いして、最終的には私が会った中で、お話しした中で決断をするべき話になってくるのかなと思います。この時期になりまして、かなりもう選択の幅が狭まってきているというのが事実でございます。もう一定の腹をくくった中の決断になるのかなという理解をしておる次第でございますが、原課の方と調整をかけてるんですけども、何分、地権者の方に私自身がお会いできないという状況がございますので、まずお会いした後に、その結論を公表させていただきたいと存じます。

以上でございます。

増田議員 終わります。申しわけございません。

西井議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時16分

再 開 午後2時30分

増田副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしくお願いを申し上げます。

次に、1番、山本英樹君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、山本英樹君。

山本議員 皆さん、こんにちは。日本維新の会、山本英樹です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

質問は3点ございます。1点目は、地域コミュニティバスについて。2点目は、公的施設の耐震診断について。3点目は、磐城小学校附属幼稚園問題についてを質問させていただきます。

これよりは質問席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

増田副議長 山本君。

山本議員 それでは、一般質問を始めさせていただきます。

1点目、地域コミュニティバスについてを質問いたします。葛城市コミュニティバスの運行状況と利用について、平成28年11月、道の駅かつらぎオープン前後の運行状況を教えてください。また、道の駅かつらぎオープンに伴い増設した停留所と、その場所を選んだ理由について教えていただきたい。よろしくお願いいたします。

増田副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの山本議員の質問に対してお答えいたします。

コミュニティバスでございますが、平成28年11月の道の駅かつらぎオープン前後の運行状況につきまして、平成28年度4月から11月の道の駅オープンまでの216日においては、1日当たりの利用者は、環状線ルートが93.96人、ミニバスルートが47.25人、こちらも1日当たりでございます。そして、合計が141.21人、こちらも1日当たりでございます。また、道の駅オープン後の平成28年11月3日から平成29年6月30日までの232日間の利用状況につきましてですが、1日当たりの利用者は、環状線ルートが1日当たり85.42人、ミニバスルートが1日当たり47.22人でございまして、1日当たり合計132.63人でございました。また、道の駅かつらぎオープンに伴いまして増設しました停留所は、道の駅以外に7カ所ございまして、こちらは大字からの要望でございます。検討時、要望は16件ございましたけども、現行の路線を大きく逸脱しないこと、また運行ダイヤの見直しによって利用者の利便性を下げないこと、また通行面の安全性等を勘案いたしまして7カ所に絞っております。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 それでは、今、その7件についてなんですけど、その場所を選んだ理由について教えてください。いただきたいと思えます。

増田副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 今のご質問でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたけども、要望は全てで16件ございましたけども、その検討の中で現行の路線を大きく逸脱しないこと、運行ダイヤの見直しによって利用者の利便性を下げないこと、また通行面の安全性等を勘案して7件に絞ったという経緯でございます。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 それでは、停留所増設に伴う手続についてを説明していただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

増田副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの山本議員の質問に答えさせていただきます。

停留所増設に当たりましては、利用状況でありますとか市民の声などを勘案いたしまして、地域公共交通活性化協議会での協議を調えた上で、道路運送法に基づきまして近畿運輸局に対して路線の新設を伴う場合は変更認可、伴わない場合は変更の事後届け出が必要となります。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 それでは、道の駅のオープン前後について、利用者が減少していると思われるんですけど、市として乗車率を上げるための対策は何か行っているのでしょうか。よろしくお願いたします。

増田副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまのご質問でございますけども、利用促進に向けての対策につきましては、ま

ず、利用者が指定した出発バス停から到着バス停までの時刻表を抜き出したマイ時刻表の発行を行っております。こちらは見やすく持ち運びも可能なデザインとなっております。マイ時刻表は平成28年11月より発行を行っておりますが、現在42名の方に87件の時刻表を発行しております。主な利用先としましては、ゆうあいステーションが17件、大和高田市民病院が17件、道の駅かつらぎが12件、屋敷山公園が6件でございます。また、コミュニティバスを利用していただいた方が、運賃支払済証をご提示いただくと特典を受けることができる「ぐるっとかつらぎ」という企画も行っております。協力店につきましては、9月の観光シーズンより當麻寺等の協力も得まして、計11店舗となっております。今後も随時、協力店舗をふやしていきまして、観光客も含めた利用者の増加につなげていきたいと考えております。さらに、スマートフォンのアプリへ、ナビタイムとかジョルダンといったものがございますが、こちらへのコミュニティバス時刻情報掲載についても協議を今行っておりまして、現在、ナビタイムについては契約を終え、データの整理を行っているところでございます。今後につきましても、利用者増加のため多角的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 これは今後、観光業もひっくるめまして、観光客に多く来てもらうためにもつながるのではないかと考えております。

次に、観光客に対しての運賃はどのようになっているのかというのを教えていただきたいと思っております。

増田副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの山本議員の質問に回答させていただきます。

現状、観光客向けであるとか市民向けという、実際峻別が難しいこともございますので、運賃は一律とさせていただきます。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 それでは、今後、停留所の設置について、民間の業者もしくは施設とのタイアップは可能なのでしょうか。教えていただきたいと思っております。

増田副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

まず、民間施設への乗り入れでありますとか、停留所設置は可能でございます。その際、停留所の増設に当たりましては、さきに答弁いたしました、地域公共交通活性化協議会での協議を調えまして、道路運送法に基づく所要の手続が必要になってまいります。また、コミュニティバスでございますが、こちらは不特定多数の客を乗り合わせる道路運送法上の一般乗合組合旅客自動車運送事業に位置づけられてございますので、あくまで個人の運賃が収入源となります。そのため、企業による協力金のお受けはできますけれども、例えば、これを対価として特定施設の停留所設置を行うなど、これらの企業への特別な措置を行うことはできません。また、コミュニティバスにつきましては、今後、路線運行ルート運用形態に係る

全体的な見直しを予定してございます。現在のコミュニティバスの契約が平成31年3月31日までの長期契約となっていること、また、頻繁なダイヤ改正やルート変更は利用者の混乱を招きますので、契約の節目となる平成31年4月の改編が適当と考えております。

平成31年4月の改編を視野に入れた場合でございますが、コミュニティバス契約更新に伴う運行業者の選定手続でありますとか、その後の近畿運輸局に対する手続に要する期間を勘案いたしますと、平成30年6月までをめぐり改編に向けた基本方針、基本計画、方向性につきまして、地域公共交通活性化協議会での協議を調える必要がございます。そこで、こちらの法定協議会でございますが、来月早々に開催いたしまして、検討を開始していただきたいと考えております。

現状の利用状況を十分に分析いたしまして、コミュニティバス利用状況に係るアンケート調査等の実施を行いまして、それらを踏まえまして地域公共交通活性化協議会にてご議論を重ねていただきまして、平成30年6月までの改編に向けた基本方針、基本計画の策定、そして平成31年4月の改編にこぎつきたいと考えております。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 それでは次に、コミュニティバスは現在、市内におきましては5台運行していると思うんですけど、予備の小さなバスについて、現在予備車となっているミニバスを活用して、デマンドバスとしての利用は行うことができるのでしょうか。説明のほどよろしく願いいたします。

増田副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

まず、ミニバスでございますが、こちら、保有しているのは4台でございます。そのうち3台が稼働状況にございまして、1台が予備車になってございます。そして、稼働しているバスが、月1回定期検査があったり、あと、事故等で使えなくなったときにこちらの予備車の活用をしております。したがって、3台が稼働状況にある時間帯の使用はできません。例えば、夜間等3台全てのミニバスが活用されていない時間帯であれば、予備車の活用というのも可能でございます。なお、予備車の活用につきましては、大型二種免許を有する運転手の確保が前提となりますので、委託業者との間で、契約委託の範囲内で対応か協議が必要になってまいります。なお、これまで事故等により予備車を活用した回数は、運行開始以来8回となっております。また、デマンド型交通を導入するに当たっては、地域公共交通活性化協議会での協議を調えた上で、近畿運輸局に対する道路運送法に基づく事業計画等の変更認可等が必要になってまいります。

また、先ほど答弁いたしましたとおり、来月早々に開催予定の地域公共交通活性化協議会にて、路線運行ルートや、また手法にかかわる全体的な見直しの検討を開始していただきたいと考えておりますけれども、その際にはデマンド型交通の導入も検討に取り上げてもらいたいと考えております。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 現在、ミニバスに関しましても、各路線、運行ルートでしょうか、同じ色のバスが市内を回っております。市民の方からは、どのバスが、行き先ですか、表示がわかりにくいということで、今後そのようなことも取り入れて考えていただけたらと思っております。

それでは、次の質問をさせていただきますけど、現在、委託先が奈良交通となっておりますけど、委託先は奈良交通以外に考えることはできないのでしょうか。

増田副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの山本議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、現行のコミュニティバスの運行契約の経緯を申し上げますと、こちらは導入に当たりまして、プロポーザル方式により広く提案を呼びかけまして、結果として提案があったのが奈良交通のみでございました。今後、契約が終わって、また委託先を決定する段階においては、広く提案を呼びかける形にしたいと考えております。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 現在、非常に乗車率が減少する中、委託先である奈良交通からの事業改善の提案等は、現在まではなかったのでしょうか。

増田副議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 ただいまの山本議員の質問にお答えさせていただきます。

これまでにおきましては、奈良交通から具体的な提案等はございませんでした。一方、奈良交通は、先ほども答弁させていただいています地域公共交通活性化協議会の構成員でもございますので、今後コミュニティバスに係る全体的な見直しを行っていく際には、これまで運行委託業者として取り組まれた知見、経験をお借りしたいと考えております。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 それでは、コミュニティバス及び今後のデマンド交通について、市長のご所見をお願いいたします。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 デマンド交通だけ答えたらいいんですか。こちらの方は、実は選挙公約の中でも一部ふれております。今のコミュニティバスのあり方、議員ご指摘のように、非常に利用率が低い中で見直し作業をしなくてはいけないという思いの中で、デマンド交通の検討も必要ではないかということを公約の中でうたっております。当然のことながら、次回の奈良交通との契約が切れる期日を目安にいろんな議論をいただきまして、最終的には導入ができる方向で検討していきたいという思いはありますが、何分これは私も含めました中で、いろんな協議いただいておりますので、まずはそのご意見をお聞きする。そのためにまずデータ分析をする必要があるというので、原課の方にはデータ分析をするようにということで、この10月からその作業に入っていくという次第でございます。それまでの間どうするんやということになりますと、議員ご指摘のように、今のやり方でできるだけ利用率を上げてもらう

ような方策をまずとらないといけないのではないか。改編ということになりましたら、当然その部分がカバーできるような、利用率が非常に高い公共交通機関を目指したいと思っております。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 やはり、市民の方からコミュニティバスについて、本当に利用率が低いという声をよく聞きます。今後、葛城市にとってもコミュニティバスが本当に利用率の高い、また市民にとってよりよい交通になることを期待しておりますので、次年度より取り組んでいただきたいことを望んでおります。

続きまして、2点目の質問に入ります。公的施設の耐震診断についてを質問いたします。3月議会における私の一般質問の中で、市長は、年次的な計画に基づき耐震診断を実施していくとの答弁をされていますが、葛城市には学校教育施設以外に子どもたちが利用する施設はどれぐらいあるのか教えていただきたいと思います。

増田副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽です。よろしく願いいたします。ただいまの山本議員からの質問でございます。

学校以外の子どもの施設はどういう施設があるかということでございます。児童福祉施設に関する施設だと思えます。まず、公立保育所につきましては、磐城第一保育所、磐城第二保育所、當麻第一保育所の3カ所がございます。それと児童館、これにつきましては、磐城校区児童館と當麻校区児童館の2カ所がございます。また、学童保育所では、新庄学童保育所、新庄北学童保育所、忍海学童保育所と現在、磐城小学校附属幼稚園内にある磐城学童保育所の4カ所がございます。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 それでは、その施設の耐震状況の詳細も教えてください。

増田副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまの質問でございます。

今、私の方からお答えしました施設の中で、昭和56年の建築基準法の改正により、昭和56年以降に建築された建物につきましては新耐震基準で建築していることで、この中で磐城第二保育所、新庄学童保育所、新庄北学童保育所、忍海学童保育所、磐城校区児童館の5カ所につきましては、それ以降に建設ですので新耐震の基準を満たしております。残り、昭和56年以前に建築されたものでございますが、磐城第一保育所、當麻第一保育所、それと磐城学童保育所、それと當麻校区児童館の4カ所につきましては、今回、耐震診断の対象となる施設でございます。しかし、その中で幼稚園内にあります磐城学童保育所につきましては、既に耐震診断を行っておりますので、残りの3カ所、つまり磐城第一保育所、當麻第一保育所、それから當麻校区児童館、この3つがその対象となります。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 5施設は耐震を現在満たしていますが、磐城学童保育所については耐震基準を満たしていない。また3つの施設については、耐震診断はまだ行っていないということですね。耐震基準を満たしていない磐城学童保育所及び耐震診断を行っていない施設については、今後どう対応していくのか。今後の予定をお願いいたします。

増田副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。

現在、磐城小学校附属幼稚園の空き教室を利用して実施しております磐城学童保育所につきましては、耐震診断をした結果、非耐震であり、磐城小学校附属幼稚園の建替えに伴い、まず磐城学童保育所の建設から始めさせていただきたいと考えております。

また、常任委員会でご審議いただくこととなりますが、今回の補正予算で磐城学童保育所の本設計の予算を計上させていただいております。その他の施設につきましては、現在のところ予算計上はございませんが、年次的な計画のもと、まず耐震診断から進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 それでは次に、学校教育施設の耐震診断についてを教えてくださいと思います。

以上、よろしくをお願いいたします。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、学校教育施設の耐震診断について、お答えさせていただきます。学校教育施設におきましては、小・中学校では耐震化率100%を達成しております。これは、耐震基準を満たさない昭和56年以前の建物について早期から耐震診断を行い、結果に基づく耐震補強を実施させていただきました。幼稚園におきましては、昭和56年以前の建物は、磐城幼稚園の北園舎及び西園舎、當麻幼稚園では北園舎のみとなっております。これら園舎につきましても耐震診断は、平成25年度、平成26年度に実施済みとなっております。磐城幼稚園につきましては、平成25年度に鉄骨造の北園舎の耐震診断を実施し、耐震指標でございますが、文部科学省においてI_s値が0.7以上で耐震性能を満たすとされるところ、0.11でございました。また、平成26年度には木造の西園舎の耐震診断を実施し、木造はI_w値であらわしますが、1.1で耐震性能を満たすところが0.09でございました。一方、當麻幼稚園につきましては、平成26年度に木造の北園舎について実施し、結果I_w値は0.25でございました。

これらの結果から、いずれも耐震基準を下回るため、耐震補強をするべきか、または建替えをするべきかの検討と、市財政状況を鑑みながら工事を実施していく予定ではございますが、磐城幼稚園につきましては、学童保育所の建替え工事の進捗を見ながら建替えを予定しているところでございます。その後、當麻幼稚園に着手していく予定でございます。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 耐震診断もまだまだできてないところがあるということで、次年度以降につきましては、子どもたちが利用する施設を最優先に耐震診断を行っていただき、耐震診断が不適格になる施設については、早急な施設建設に取り組んでいただきたいことを強く希望しております。

それでは、最後に磐城小学校附属幼稚園問題についてを質問いたします。私は、3月議会、6月議会と、磐城小学校附属幼稚園耐震基準不適格による建替え工事の先送りに対する一般質問を行いました。いま一度、磐城小学校附属幼稚園建替え工事についての経緯を説明お願いいたします。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 磐城小学校附属幼稚園の建替え計画についてのこれまでの経緯でございますが、先ほど申し上げましたように、昭和56年以前の建築物を対象に、平成25年度、平成26年度に耐震診断を実施し、その結果、基準を下回ることとなり、建物補強か建替えかを検討することとなりました。この検討のほかの要素といたしまして、磐城幼稚園では保育室が8室のため、3学年に均等な学級割ができないことや、リズム室が狭いため入園式や卒園式などの行事の際に支障を来していること理由から、全面的に見直し、建替えをする方向となったものです。当初は平成27年12月補正予算において予算計上し、平成28年1月に実施設計、委託業務に着手、同年11月に鉄骨造一部2階建ての設計が完了いたしました。平成28年5月24日の厚生文教常任委員会の協議会で建築内容等の計画を説明させていただきました。なお、設計業務委託料は2,052万円でございます。また、同時に建築に対する国への補助要望でございますが、学校施設環境改善交付金についても平成28年6月に要望。同年8月にも追加要望を行い、最終的には平成29年2月に、磐城幼稚園建築分といたしまして3,790万円の交付決定通知を受け、平成29年度と平成30年度の2カ年で当初は建築計画をいたしておりました。しかしながら、その後の設計内容の精査から、結果として周辺の一体整備を念頭に、磐城学童保育所の建設を先に行い、それと同時に計画づくりを進めていくことになったものでございます。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 磐城小学校附属幼稚園全面建替え工事は、平成25年、平成26年度に耐震診断を実施し、その結果、耐震基準が大きく下回るため全面的に見直し、建替え工事を行うことが決まり、平成27年12月補正予算において予算計上され、議会にて賛否が問われ、賛成多数により可決され、磐城小学校附属幼稚園の全面建替え工事の実施計画が行われ、事業が執行されたと思います。本来、平成29年3月議会には工事費用が予算計上される予定でしたが、予算計上されていなかった。この予算計上されていない理由を議会、保護者、近隣住民の方へ説明はされたのでしょうか。議会への報告すらなかったのではないのでしょうか。議会に全く説明がなく、近隣住民の方にも全く説明がなく、保護者の方々にも説明がなく、短期間に理事者サイドだけでつくられて、議会にも報告がない。このような内容をもって執行することは許せないという市長の3月議会での答弁を、市長にそのままお返ししたいと思いますが、3月議会の答弁を市長はいかが考えているのでしょうか。議会で可決された事業を理事者側の判

断で予算計上せず、中断するなど許されるべきではありません。

3月議会での市長の発言をもう少し引用すると、そんな内容をもって執行することは、私は許されるべきではないとあります。まさにこのことだと私は思っております。なぜ磐城小学校附属幼稚園の建替え見直しが議会に対して説明がなかったのか。市長、ご答弁をお願いいたします。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 先ほど申しましたように、本設計委託業務は、平成27年12月議会で補正予算として議会の方でもご審議いただき、平成28年5月の厚生文教常任委員会の協議会の場で建築内容等の説明をさせていただき、平成29年度にも建築着手の予定ではございました。その後、設計内容等の精査や磐城学童保育所の建替えなどを含め、周辺を一体的な整備を図ることとしたため、改めまして平成29年2月13日の厚生文教常任委員会の協議会、また同年3月10日の厚生文教常任委員会の協議会でも見直しの経過などをご説明させていただいたところでございます。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 私は今、市長に答弁を求めたわけでございますので、市長、ご答弁をよろしくお願いたします。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 山本議員の質問は、3月議会、6月議会の一般質問で答弁させていただいておりますので、まるきり同じことを言わないといけないものですから、担当部長の方からその当時の意見を集約したものを答弁させていただいたわけです。同じ答弁を3度、3つの議会において答弁するということは、非常に不思議な事象であると私は感じております。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 それは、私がまだまだ腑に落ちないことが多いからでございます。もう一度説明をお願いいたします。市長、今の議会に説明がなかったことについて、しっかりとご答弁をよろしくお願いたします。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 部長が答弁したとおりでございます。議会に対しましては、平成29年2月、3月に常任委員会の協議会でしたか、その席で説明をさせていただいております。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 それは、要するに平成29年3月の予算に計上しなかった。だから、ゆえに議会の方で、これはおかしいのではないかとということをしてから説明があったのではないのでしょうか。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 当初の計画によりますと、平成28年度、補助申請をしてという形で設計業務の予算が計上されていた。2,000万円ほどされていたということでございます。平成29年度にその建築等

を行うというのが当初の予定でございました。その中で、早くにエアコン等の補助金とともに幼稚園建替えの補助金がつきましたのでという議論の中で、本来、議会の方の理事者からの説明は、その経緯というのは全くなかった。その中で補正予算を上げるか上げないかというのは、こちらの理事者サイドの段階での検討事項であったように理解しております。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 それでは、3月議会での市長の説明する磐城幼稚園の全面建替え工事の見直し理由は、私は正当なものではないと思ってます。市民が納得できる正当な理由を、ここでご答弁をお願いいたします。市長、答弁をお願いいたします。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 これ、何回も同じことを言いますので、こちらの担当部長の方がそのときの答弁を要約したものを準備しておりますので、そのまま担当部長の方に説明をさせます。

増田副議長 和田教育部長。

和田教育部長 磐城幼稚園の建替えにつきまして、見直しをさせた件について改めてご説明させていただきます。既に3月、6月議会でもご説明させていただきましたように、でき上がった設計の方でございますが、精査をいたしまして、まず職員室から全ての保育室が見えない、2階建てでは園児が階段を登りおりする危険があり、また、一部の保育室が外廊下になっている。先ほど申し上げましたように、学童保育所、旧當麻給食センター、これらを含め一体的に考えるべきである。あと、工事中、遊び場がなくなる、そういったことなどの理由から、学童保育所の建設を先に行い、それと同時に計画を進めていくと、そういうことになったものでございます。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 今の市長の発言は、前回もひっくり返して、一見するともっともらしく聞こえるんですけど、改築工事の見直しが決定されたのは、事業計画が既に決定し、設計料が支払われた後であると思います。理想を目指すのは大いに結構ですけど、この段階で言うことではないと思います。したがって、私は、その理由については正当な理由ではないと思います。私がここで正当性のある理由として例を挙げるならば、設計が耐震基準に満たない設計であったとか、そういう理由が私は正当な理由であると思っておりますけど、もう一度市長にお伺いいたします。市長の考えるところの正当な理由というものを、お答えをお願いいたします。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 何度も同じ答弁をさせていただくわけなんですけども、前任者の時代に設計業務を出されてまして、それで設計図を見た時点で、磐城幼稚園というのは一時的な使用をするわけではないんです。1回建ててしまうと30年、40年と使わざるを得ない。その中で、工事期間中、運動場を全て使いますものですから、廊下に接した中でフェンスが張られる、そういう環境下で工事期間中、園児たちが過ごさないといけない。それと、動くべきスペースがフェンスで囲まれることによって、その幼稚園の敷地内では確保できていない。さまざまな理由でご

ざいます。先ほど部長が述べました2階建てであるということ、これは必ずしも文部科学省の基準には2階というのは準じております。ただ、それは最低条件でございます。大都市等でその土地等が建物が確保できない、その中で2階建ての緩和条件として2階も認めるような形でございます。ただ、葛城市におきましては、非常に自然環境の広々としたところでございます。それであれば、その地域に根差した本来のあるべき幼稚園の整備をする必要があると思っております。

議員ご指摘のように、子どもに関するところは保育所等、学校、幼稚園等でございます。ただ、公共施設ということになれば、子どもたちに関するところであれば、体育館の施設もそうでございますし、文化関係の施設、図書館も含めまして、葛城市内にはほとんどの公共的な建物が耐震基準を満たしていない状態であるのではないかとということがございます。その中で耐震診断も順次行っていきたい。子どもたちに関する部門を優先していきたいという思いの中で、まず学童保育施設の改築に取りかかり、すぐさま幼稚園の改修に取りかかりたい。順次、ほかの保育所等、幼稚園等の耐震基準を満たさないものを調査し、その中で進めていきたいという思いでございます。全てを一遍にできればいいんですけども、やはり行政は、葛城市が持っている財政規模というのもございまして、なかなか一遍に全てをクリアするというのは難しいと思っております。財政計画等もお示ししながら、順次、子どもたちに関する公共施設の建替えを優先してまいりたいという思いでございます。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 何度も何度も繰り返すことになるんですけど、今回、もともとの設計が耐震基準も全てクリアしていた。ところが、要は市長が気に入らなかった。前回、設計は幼稚園の設置基準も全てクリアしている。ここには既に市民の税金であるお金がかかっているわけなんです。それを好みや個人的なことで、これはいけないからもう1回やり直すというのは、私は、先ほど市長が言った無駄遣いに値するというふうに認識しているんですけど、これは無駄遣いにはならないのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 私は好みで申し上げているわけではないです。子どもたちが教育を受ける、また保育を受ける環境がやはりすばらしいものであるべきだという信念を持っております。その信念に基づいて申し上げております。順次やりたいと思っております。ただ、議員ご指摘のとおり、前任者が組まれた予算の中で執行された部分でも、設計図等、調査等の費用につきましても、見直すべきものは、その費用がもう支出されております後においても、次の事業に踏み込むか踏み込まないかということは精査をしている次第でございます。その1つとして申し上げるべき大きな事業としては、いろいろあるんですけども、スポーツゾーン計画等は見直すべきだという認識をしておりますので、それについて、計画部分についての出費をされてる部分については、それは議員がご指摘になる無駄遣いというか、それを消すことによって無駄になるのではないですかとおっしゃいますけども、長い年月の中で市民にとってどうあるべきかということの検討の中で判断していきたいと思っております。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 この2,052万円が無駄にならないという市長の根拠を教えてください。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 例えば、これが1年の事業の中でやられるので、いや、もう決まっていたことをやめて、そのまま違約金を取られましたといったら、まるっきり無駄なんです。せやけども、今言ってる子どもに関するそういうハード事業については、非常に長い年月をお使いになります。そのことについて、やはり再構築をしていいものをつくるというためにとって、私はその費用はしょうがないのではないかという理解をしております。それは、最終的には市民の皆さんが判断していただければいいことやと思いますけども、私は決して無駄ではない。計画の設計図の見直し作業をすることについて、無駄ではないと私は感じております。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 そうしたら、将来的にわたって無駄にならないということを理解しておきます。

それでは、私の最後の質問、最後続きですけど、今回の磐城小学校、幼稚園全面建替え工事は、私は市長の好み、そして個人的な感情が大いに入った事業中断であり、市民に対して莫大な損害を与え、児童に対しては安心・安全を先送りにし、現在も不安を与えております。市民の大切な税金である設計費用の2,052万円を、私は無駄にしたと理解しております。この設計、幼稚園の設置基準も全て満たしており、正当なものやと私は考えておりますけど、無駄にした2,052万円を私はただちに市に対して返還するべきではないかと思っております、その辺のところを市長、いかが考えているのでしょうか。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 先ほど申し上げたとおりでございます。2,000万円が無駄になるとは私は感じておりません。

以上でございます。

増田副議長 山本君。

山本議員 これは個人的な見解の部分になると思います。話の落ち着くところはあるのかどうか、本当に私は難しい部分があるのかなと思っております。今後、市長が掲げる市民第一の市政づくり、これは私も大いに市民第一の市政づくりをやっていただきたいと思っております。そこに市長の個人的感情が入ることによって市民に迷惑をかけたり、市政がスムーズに進まないことのないように今後期待しておりますので、どうか未来ある市政づくりをやっていただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

増田副議長 山本英樹君の発言を終結いたします。

次に、13番、下村正樹君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

13番、下村正樹君。

下村議員 下村正樹でございます。議長のお許しを得まして、一般質問させていただきたいと思いま

す。

内容というのは3点ございまして、開発地域における公園問題、そして、6月議会にも私は質問したんですけれども、ごみ収集問題について、夏場も過ぎましたのでごみの状況というのを質問したいと思います。最後に3つ目でございますけれども、独居老人の対策について、葛城市だけではなく、独居老人というのが各地で増加しているということでございます。それに対して対処策ということで質問させていただきたいと思います。

詳細については質問席から質問させていただきます。よろしく願いいたします。

増田副議長 下村君。

下村議員 まず第1番目に、開発地域による公園の問題ということで、これは私もよくあちこちで目にするんですけれども、規則では3,000平米、よくいう3反です。3,000平米には3%ぐらいの公園は設置すべきであると。これは一応規則で決まっておりますけれども、現状、簡単に申しますと、3,000平米以内、例えば2,000平米のまず住宅開発をする。またその横に、1年、2年後に別の業者がまた2,000平米の開発をする。そういうことで、それだけでも4,000平米になるわけなんですけれども、2,000平米では公園は要らないというようなことで、合計4,000平米でも公園ができないという現状がございます。こういうことについて市の方で恐らく把握はしておられると思うんですけれども、今後の対策と申しますか、どういうふうに思っておられるのか、担当部署の部長にお聞きしたいと思います。

増田副議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。ただいまの下村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

確かに、3,000平米未満の部分については、義務づけはないということになっております。現在、開発区域面積が3,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満の開発行為を行う場合は、奈良県の開発許可制度等に関する審査基準に基づきまして、開発区域面積の3%以上の公園、緑地または広場の設置が義務づけられておるところでございます。本市におきましても、合併後、1つの開発区域面積が3,000平方メートルを超える住宅開発事業に係る都市計画法第29条に基づく開発許可申請は11件ございました。全て公園が設置されているのが現状でございます。

確かに、先ほどおっしゃられましたとおり、数年間かけて小分けにして開発され、トータルで3,000平方メートルを超える場合や、全体として3,000平方メートルを超える一団の開発に見えるものがございますが、住宅開発区域面積としては3,000平方メートル以下で、その横に同時に青空駐車場等が整備されたものなどがございます。県の開発許可ということになりますので、県の開発許可におきましては、1年以上たてば隣接地の開発は別案件ということで判断をされておられます。市におきましても、開発事前協議等におきまして、隣地の開発の予定等がないかどうかということをお業者の方に確認はさせていただいておりますが、開発指導要綱等において拘束できるものではございませんので、ご了承をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

増田副議長 下村君。

下村議員 現実といいますか、現状、私の住んでるところの近くなんですけれども、正直申しまして、恐らく9,000平米はあると思うんです。規定で定められております3,000平米には公園が必要ということなんですけれども、ミニ開発等、また2,000平米の開発とか、それが幾らでもふえてきて、最終的には恐らく9,000平米はあると思うんですけれども、その地内に1つの公園もないという事実がございます。こういうことが私の近くだけではなく、例えば、東室地区、また柿本も最近開発されておりますし、竹内地区もミニ開発がふえております。こういうミニ開発は十分許されておると思うんですけれども、これがまたその隣に開発されるという現実がございます。規則では、今、部長が申し上げられたとおり、県の方の決められ事には何ら問題はないということなんですけれども、こういう現実がありますので、何とか市の方で、例えば、東室地区、また柿本で開発がされております大和高田バイパスという道路が南阪奈からずっと通っておりますけれども、例えば、その下を市の方も何かに利用されてたと思うんですけれども、子どもの遊び場所、公園といいましても大層な公園は要らないんですけれども、子どもの遊具を少し置いて遊び場所にできないかどうか、これもお聞きしたいんですけれども、よろしくお願いします。

増田副議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの下村議員の大和高田バイパスの高架下部分につきましての利活用というところでのご質問でございます。

大和高田バイパスの高架下につきましては、現在、市においてもお借りをして使用させていただいている部分もあるわけでございますが、近畿地方整備局奈良国道事務所にお問い合わせをいたしましたところ、利用目的による協議が必要となってまいります。その利用目的の内容が適正であるならば、その審査ということで学識経験者などによる審議がございます。その審査に半年ほどかかった中で許可がおりるといようなところでございます。特に整備局事務所の方によりますと、管理責任、それから安全対策、これが一番重要となってまいります。ですから、先ほど議員がおっしゃられました、単なる広場的な子どもの遊び場という部分の利用については困難であろうという返答をいただいております。

以上でございます。

増田副議長 下村君。

下村議員 私も理解はできる場所なんです。非常に車の量も多いということで危険度はあると思うんですけれども、何とか、その場所だけではなく、これから未来のある子どもたちの遊び場所、特に新しく開発された住宅地域には、若いご夫婦、そして小さい子どもさんがおられるというのが、90%あるかないかは知りませんが、ほとんどがそういう家庭が多いんです。だから、これから子どもが成長していく過程において、そういう公園で遊ばせてあげたい。私は子どもが大好きなので、そういう子どもが外で遊んでるのを見ると、本当にこの子どもたちの将来が明るいなど、そう感じるところでございますので、一つ市の方でも、規則では何ら業者の方も違法ではないということはわかるんですけれども、何とか市の方で少しの場所でも子どもたちのために開放してあげるといことを検討していただきたいと思います。

そして、最後に市長にお聞きしたいんですけども、そういう未来のある子どもたち、本当に私の近くでも道路上でボール遊びをしていたり、非常に危険な状態にあるわけで、1つ公園があればなといつも思ってるんですけども、そういうところで市長が今後、市として公園対策をどうするかということを一言お聞きしたいんですけども、よろしく願いします。

増田副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたしますというより、この質問は、実は私も一般質問で同じ趣旨の質問を何年前にさせていただきました。非常に3,000平米という開発要件、それ以上ですといろんなものが整備されるんですけど、それ以下でミニ開発という部分でされて、一定の期間、1年以上を超えてやられる場合に、どうしてもパッチワーク的に開発が行われてしまう、その中で本来準備されるべき要件、公園ですとか貯水池が整備されないでいることについて、何かの規制がかけられないのかということ、全く同じ趣旨で質問させていただいたことがあります。その中で、理事者サイドの答弁は全く同じやったように思います。やはり、何と申しますか、法律の上位法以上に縛るということについて非常に難しいということではございますが、やはりこれは県に訴えて、開発のあり方を考えるようにお願いしていかねあかなんとずっと思っております。現状は、ミニ開発でどの程度の小さな公園と申しますか、子どもたちが遊ぶ憩いの空間がないのかということは、まず1回調べさせていただきたいと思っております。葛城市においては、割合と大きい公園は結構あるんですけども、住居に近いところで、本当に日常の遊び場と申しますか、ちょっと集まるような場所というのはないようなところが目立ってきておりますので、ミニ開発の状況も踏まえまして、検討と申しますか、何かできないのか考察をかけたと思います。

以上でございます。

増田副議長 下村君。

下村議員 県の方との協議になると思っておりますけれども、期待しておりますので、どうか阿古市長、よろしく願い申し上げます。

それでは、2点目に移りたいと思っております。ごみ収集の現状ということで、先ほども言いましたように、6月議会で私が少し質問させていただきました。今年4月からごみ収集方法が少し変わりました。特に空き缶と空き瓶を別々にするとか、そういうことがありました。夏場をようやく過ぎまして、9月に入りました。今の夏場でどういうふうなことになっているのかと申しますか、特にペットボトルなんかは、私が直接市民の方から聞いているのは、何とかしてほしいというのは、マンションとかに住んでおられる方で、子どもがおられるし、空き缶、空き瓶、ペットボトルで家の中がごみだらけみたいな、そういうことを聞いております。広い家は別に問題ないとは思うんですけども、そういう苦情ないし今後はどうしてほしいとかいう、そういうことはないのかどうか、まずお聞きしたいし、担当部署では今後どういうふうにするかということもお聞きしたいところでございます。よろしく願いします。

増田副議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 6月にも同じ質問を受けたわけでございますけれども、本年4月から、缶、瓶、ペットボトルの回収状況について、収集の方法も変わっております。缶につきましては月2回、瓶、ペットボトルにつきましては月1回という形で収集を行っております。4月から8月まで5カ月間の収集量についてでございますけれども、月平均という、皆、月で平均させていただいたという形で答えさせていただきます。缶につきましては、5カ月間の月平均が8,620キロという形でございます。8月が最も多く9,580キロ、5月が一番少なく7,860キロでございます。

次に、瓶類ですが、月平均では1万6,778キロ、多いのが6月でございます。2万40キロ、少ないのが4月、1万2,790キロでございます。

最後に、ペットボトルでございますけれども、月平均では7,422キロ、多いのが8月の8,570キロ、少ないのが5月の5,870キロとなっております。なお、ペットボトルは、7月、8月が暑い時分になりますので、7月を参考にさせていただきますと、反対に7,530キロという形で、8月に比べてかなり少ないという形になっておるのが現状でございます。

増田副議長 下村君。

下村議員 今年4月から変更になりまして初めての夏場ということで、今、重さの説明がございました。ペットボトルと申しますと非常に軽くて、どれぐらいの量かというのは私も予測できないんですけども、軽い分、量と申しますか、かさにとると申すのは、これは事実だと思うんです。そういうことが家庭内でも起こっておりますので、検討していただいたらいいんですけども、できれば今後夏場だけでもペットボトルないし空き缶の収集をふやしていただけたらなと。これは一般の方からも私は耳にしておりますので、今後検討課題にさせていただいて、法定協議会があるんですね。そこでも検討していただきたいと思っておりますけれども、そのところを部長に、今後どういうふうになるかということをお聞きしておきたいと思っております。

増田副議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 現在の収集体制から申しますと、缶、瓶につきましては一般廃棄物収集運搬処理組合への委託、ペットボトルにつきましては、新庄地区は職員が収集、當麻地区は大和清掃への委託というのが現状でございます。収集エリアを4つに分けた形で、燃えるごみ、不燃ごみ、缶、瓶、ペットボトルなど、資源ごみの曜日に分けて収集体制によりましてカレンダーを作成しておるということで、4月から新たな体制を始めて5カ月が経過するわけでございます。

今、議員ご質問のような形でのことは、クリーンセンターとか環境課には、なかなかの瓶、ペットボトルの回収をふやしてほしいというような要望があるわけでございますけれども、6月にもご質問されたように、確かにペットボトルについては夏場にふえる傾向ではありますということで、ふえる量で申しますと、1万4,000世帯という形になるわけでございます。先ほどのペットボトルの量でございますけれども、平均で申しますと、先ほど7,422キロと申します。これを簡単に世帯数で割るわけにもいきません。世帯の構成も違うわけでございますけれども、参考に世帯数で割らせていただくと、月に530グラムという形になるわけで

ございます。2リットルのペットボトルに換算しますと約10本。500ミリペットボトルでいきますと約15本というぐらいの数量になるのが530グラムというような数量でございます。ということで、夏場にしましても多い月と少ない月に当たりまして、瓶の方もペットボトルにつきましても、大体月に4、5本というのが増減ではないかなというふうな、数字から見ますとそういうものでございます。今後、秋以降も収集実績を見ながら、妥当性の検証を再度行いながら、来年度のカレンダーの作成に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

増田副議長 下村君。

下村議員 ご理解いただいたようで、もう一つ、一市民の方ですけども、聞いているのは、大和高田市へ買い物に行ったときに、ペットボトルを車に載せて、何か処分するところがあるんですね。焼却場というか、斎場へ行くまでのところにあると私は聞いてるんですけど、そういう状態もありますので、これは一市民の方なんですけれども、確かにペットボトルはかさがとるということを私も理解しておりますので、検討課題にさせていただいたらありがたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、3つ目の独居老人についてということでお伺いしたいんですけれども、これは私の近くだけではなく、また葛城市だけではなく、奈良県全部に起こっていることだと思うんですけども、ひとり暮らしの老人の家庭が増加しているということをよく聞きますし、私の近所では特に多いところがあるんですけれども、最近、孤独死というものもありまして、これに対して担当部署ではどういうふうに考えておられるのか、少しお聞きしたいと思います。

増田副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部長の巽でございます。ただいまの下村議員からのご質問でございますが、独居老人がふえておるという事実は、確かに我々の調査でも出ております。一応、独居老人の把握方法についてまず説明させていただきたいのですが、増加する独居老人の把握を行うために、毎年、民生児童委員による調査を行っております。直近の民生児童委員の調査による集計では、完全独居の方につきましては、平成26年度で859人、平成27年度では868人、平成28年度では905人となっております。毎年、その年によって多少増減はありますが、過去からの平均しますと、毎年二、三十名増加しておるという形でございます。その中で、ひとり暮らしによる孤独死というものも現状、行政の方でも若干数報告を聞いたりしております。独居老人の把握というのがまず重要であろうと考えております。

以上でございます。

増田副議長 下村君。

下村議員 固有名を出して何なんですけれども、私の近くに日立造船団地というのがございまして、厳密には150軒あるんですけども、聞きますと空き家が10軒ほどありまして、140軒ほど住んでおられるということで、その中で45人が独居老人という、こういうのが確かでございますので、マンションと申しますと普通の一戸建てとはまた違うところがあるんです。一戸建てですと、私でも近所に「おじいさん、元気か」とか言いやすいんですけども、現実、そういう団地、マンションになりますとドア1枚でございますので、そういうわけにはいかない

という不便さといいますか、固まっちはいるんですけども入りにくい、声をかけにくいという現実がございます。そういうこともあるので、民生委員の方もご苦労いただいているんですけども、民生委員の数をふやすということもできないかどうか、この場でお聞きしたいんですけども、そうすることによって独居老人の件数が1人当たり減ってくるというか、そういう計算にもなりますので、そういうことは可能かどうかということをお聞きしたいと思います。

増田副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 まず、民生児童委員の人数でございますが、現在、葛城市では新庄地区で30名、當麻地区で26名の民生委員さんがいらっしゃいます。民生児童委員の配置基準というのがございます、人口10万人未満の市の場合、120から280世帯ごとに民生児童委員を1人配置するという事となっております。葛城市の場合、この人数に基づいて適正に配置されているのですが、民生児童委員をふやすことができるのかという、今ご質問だったと思うのですが、3年に1度、また改選がございますが、その際に、例えば、ある地域に大型のマンションであったり大規模な開発があつて、世帯数がかなりふえたというような状態も今後出てくるかもしれません。そうしたときに、県と協議をします。要望して協議をした中で、極端に人口なり世帯がふえたということで認めていただければ、定数をふやすことは可能かも知れませんが、現在の状況では、ミニ開発的なものは多分にあるわけでございますが、今の配置基準に従って配置をしておりますので、そういう状況にならない限り難しいかなというふうに思います。それと、また、複数名おられる地域につきましては、民生児童委員さんごとにエリアを決められて、自分らのかかわる世帯というのを決められているというような現状でございます。

以上でございます。

増田副議長 下村君。

下村議員 民生委員の増員については、決まり事があるのでなかなか難しいように思うんですけども、今後これも検討していただいて、独居老人の多い地区には民生委員の方を少しふやすというようなことも頭に入れていただいて、今でも非常にご苦労いただいております。まごころ弁当とかいろいろ市の方でも考えていただいているんですけども、最近、先ほど言いましたように、孤独死というのがございまして、私も非常に悩んでるところでございます。そういうこともありますけれども、今後の全般的な市の方の担当部署の考え方というのをお聞きして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

増田副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 それでは、今後ということでございますが、まず、独居老人に対する対策、それから今後の方策というか、そういう形でまとめて回答させていただきたいと思います。まず、独居老人の対策としましては、先ほど申し上げました民生委員さんによる調査結果、これをデータ化しまして、必要なサービスの提供と事業への参加呼びかけを行うとともに、民生児童委員さんから、先ほど議員もおっしゃられました、まごころ弁当の配食であったり、また民間事業者を利用して安否確認を兼ねた手渡しの配食を行う食の自立支援事業であったり、

また郵便局員による手紙の手渡しを行う安心メール事業、また緊急通報体制整備事業による緊急通報システムの設置、また各種教室への参加など、本人の希望もございますので、905名いらっしゃる全ての方に提供することができませんが、実態把握を行うことで必要な方に必要な支援が行き届くよう各種事業を展開しておるといってございまして、また、このうち要介護とか要支援の方につきましては、介護支援専門員がそれぞれの方を担当し、必要なサービスの提供を行っておるといって現状でございまして。

また、今後のことではございますが、この施策を引き続きもちろん実施していくわけではございますが、さらに、地域の支え合いを構築する生活支援体制整備を行うためのコーディネーターの設置、また協議体の設置等を通じて、地域ぐるみの見守りや生活支援、また居場所づくりとしてのサロンなどの活動を支援してまいりたいと考えております。また、生活支援体制整備を強化するための予算につきまして、また常任委員会でご審議いただくこととなりますが、今回また補正で上げさせていただいております。しかしながら、行政としましても最大限いろいろ施策について努力をいたしますが、やはりどうしても限界というものがありますので、今後ますます、やはり地域の中での支え合いというのが必要になるように考えております。

以上でございます。

増田副議長 下村君。

下村議員 地域で支え合いということ、これは本当に大事だと思うんです。時代の流れで最近では核家族化しております、ますます独居老人が増えてくると予想されますので、地域も一生懸命にやっけていただくよう指導していただいて、担当部署の方でご努力いただくようお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

増田副議長 下村正樹君の発言を終結いたします。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田副議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることに決定をいたしました。

なお、明日8日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集をお願い申し上げます。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後3時47分